

# 全国厚生労働関係部局長会議

平成31年1月

厚生労働省職業安定局

# 全国厚生労働部局長会議 ～配布資料～

1. 現下の雇用情勢について	・・・1
2. 主要な雇用対策について	・・・7
雇用対策における国と地方公共団体の連携強化について・・・	8
地域雇用対策の推進について・・・	12
生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備について・・・	16
障害者雇用対策について・・・	22
生活保護受給者等就労自立促進事業について・・・	37
地方自治体との連携による人手不足分野の人材確保の強化について・・・	40
長期療養者就職支援事業(がん患者等就職支援事業)について・・・	43

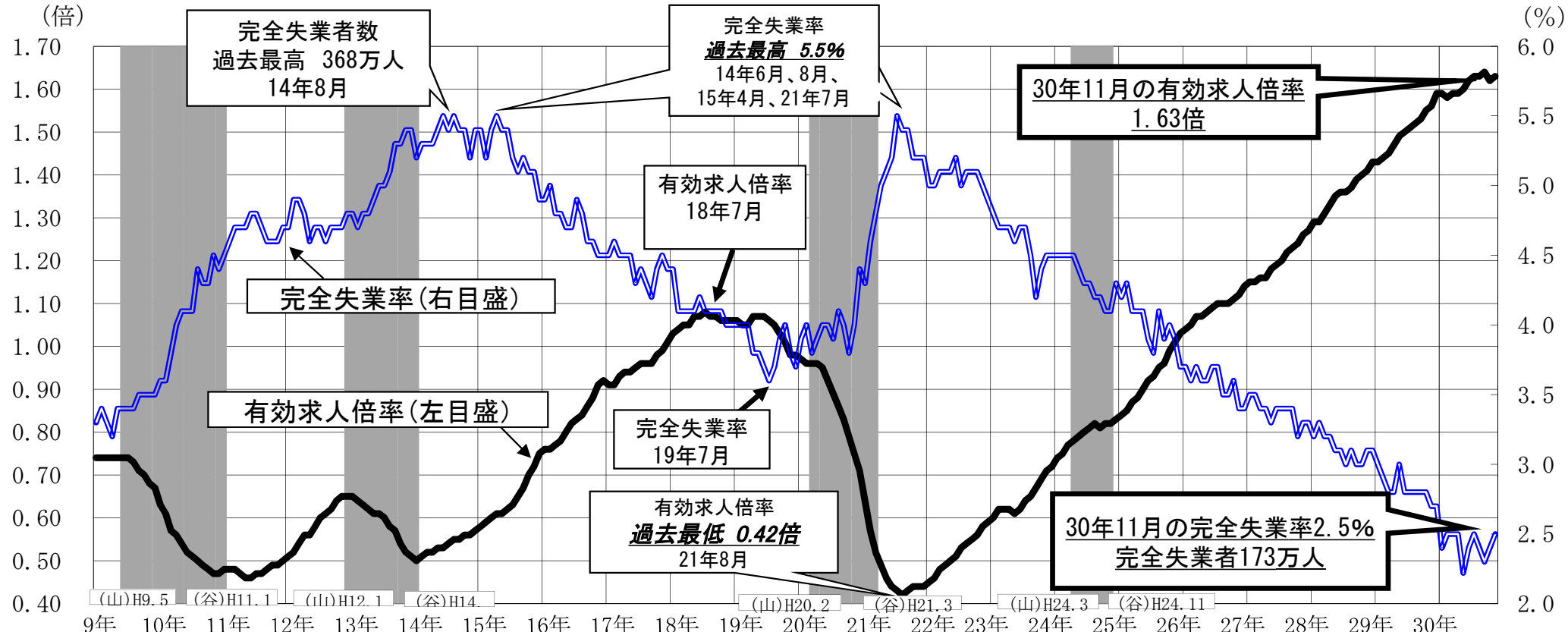
# 1. 現下の雇用情勢について

## 《雇用情勢について》

- 現在の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している。  
平成30年11月の全国の有効求人倍率 1.63倍  
完全失業率 2.5%
- 正社員の有効求人倍率は、1.13倍と、平成29年6月以降1倍を超えて推移している。
- また、都道府県別の有効求人倍率も就業地別・受理地別ともに、すべての都道府県で1倍以上となっている。
- 人手不足が高まっている職種について、厚生労働省では、「魅力ある職場づくり」「マッチング支援」「人材開発」「生産性向上」といった観点から企業への支援を実施。
- 先般の臨時国会において新たな外国人材の受入れに向けた入管法の改正が行われ、人手不足が深刻な14分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築し、本年4月からの受入れを予定。
- 景気は、緩やかな回復基調が続いている。ただし、地域によっては事業縮小による事業所閉鎖や雇用調整の動きもあり、各地域における雇用動向を引き続き注視していく必要がある。
- 地域の実情に即した施策を機動的に実施するためには、各都道府県との情報共有・連携が重要。

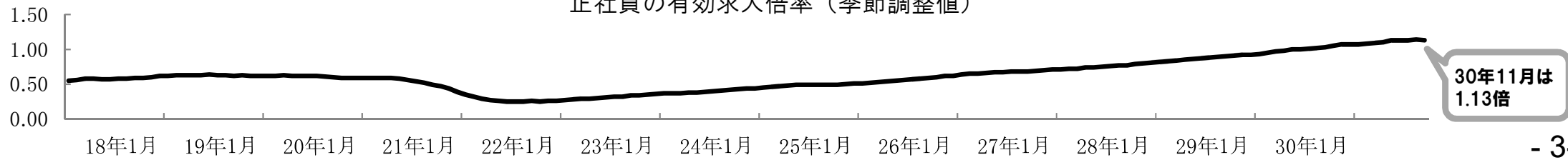
# 現在の雇用情勢 (全国) ~現在の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している。~

- 11月の完全失業率は2.5%と、前月より0.1ポイント上昇。約25年ぶりの低い水準。
- 平成30年11月の有効求人倍率は1.63倍と、前月より0.01ポイント上昇。昭和49年1月の1.64倍以来、44年6か月ぶりの高い水準であった7月と同水準。
- 正社員の有効求人倍率は平成21年11月以降上昇傾向にあり、平成30年11月では1.13倍。



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」※シャドー部分は景気後退期。  
 (注)平成23年3月～8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。

正社員の有効求人倍率 (季節調整値)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

# 都道府県別雇用失業情勢

	完全失業率(%)		就業地別 有効求人倍率(倍)		受理地別 有効求人倍率(倍)	
	平成30年7~9月		平成30年11月		平成30年11月	
全 国	2.5	(0.3)	-	-	1.63	(0.01)
北海道	2.8	(0.4)	1.24	(0.00)	1.20	(0.02)
青森県	2.6	(0.2)	1.44	(0.05)	1.34	(0.05)
岩手県	1.6	(0.4)	1.61	(0.03)	1.49	(0.03)
宮城県	2.6	(0.1)	1.67	(0.03)	1.67	(0.04)
秋田県	2.1	(0.4)	1.62	(0.01)	1.50	(0.01)
山形県	1.7	(0.3)	1.74	(0.04)	1.62	(0.04)
福島県	2.0	(0.2)	1.66	(0.00)	1.52	(0.02)
茨城県	1.9	(0.5)	1.80	(0.03)	1.61	(0.01)
栃木県	2.0	(0.5)	1.58	(0.01)	1.44	(0.00)
群馬県	1.7	(0.3)	1.79	(0.02)	1.78	(0.09)
埼玉県	2.3	(0.5)	1.50	(0.01)	1.31	(0.02)
千葉県	2.3	(0.4)	1.54	(0.01)	1.34	(0.01)
東京都	2.4	(0.3)	1.56	(0.00)	2.13	(0.00)
神奈川県	2.3	(0.5)	1.43	(0.04)	1.21	(0.03)
新潟県	1.8	(0.6)	1.70	(0.01)	1.68	(0.00)
富山県	1.6	(0.3)	2.13	(0.01)	1.92	(0.01)
石川県	1.1	(0.8)	1.96	(0.02)	2.01	(0.01)
福井県	1.6	(0.0)	2.20	(0.01)	2.08	(0.02)
山梨県	1.5	(0.7)	1.68	(0.02)	1.47	(0.01)
長野県	1.4	(0.3)	1.75	(0.01)	1.67	(0.00)
岐阜県	1.7	(0.4)	2.12	(0.01)	2.03	(0.01)
静岡県	2.0	(0.4)	1.74	(0.01)	1.64	(0.00)
愛知県	1.8	(0.5)	1.93	(0.01)	1.94	(0.00)
三重県	1.5	(0.6)	1.94	(0.02)	1.69	(0.00)
滋賀県	2.7	(0.6)	1.69	(0.01)	1.39	(0.03)
京都府	2.6	(0.0)	1.61	(0.00)	1.57	(0.01)
大阪府	3.4	(0.2)	1.54	(0.02)	1.78	(0.04)
兵庫県	2.6	(0.1)	1.57	(0.01)	1.47	(0.01)
奈良県	2.8	(0.1)	1.65	(0.06)	1.44	(0.06)
和歌山県	1.9	(0.1)	1.55	(0.06)	1.46	(0.07)
鳥取県	1.6	(0.4)	1.83	(0.09)	1.71	(0.08)
島根県	1.9	(0.8)	1.89	(0.01)	1.78	(0.01)
岡山県	2.1	(0.3)	1.98	(0.04)	2.03	(0.07)
広島県	2.3	(0.1)	1.87	(0.02)	2.11	(0.00)
山口県	1.9	(0.3)	1.83	(0.03)	1.61	(0.02)
徳島県	2.5	(0.0)	1.59	(0.00)	1.47	(0.00)
香川県	2.0	(0.2)	1.92	(0.02)	1.79	(0.00)
愛媛県	1.7	(0.8)	1.77	(0.03)	1.66	(0.04)
高知県	2.5	(0.2)	1.24	(0.06)	1.24	(0.08)
福岡県	2.9	(0.6)	1.44	(0.01)	1.56	(0.02)
佐賀県	0.9	(0.9)	1.55	(0.01)	1.30	(0.01)
長崎県	2.2	(0.4)	1.35	(0.01)	1.24	(0.02)
熊本県	2.5	(0.3)	1.79	(0.00)	1.65	(0.00)
大分県	1.6	(0.4)	1.71	(0.03)	1.57	(0.04)
宮崎県	1.8	(0.7)	1.62	(0.00)	1.46	(0.00)
鹿児島県	2.4	(0.4)	1.46	(0.02)	1.37	(0.02)
沖縄県	3.3	(0.2)	1.31	(0.00)	1.17	(0.00)

(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」  
 (注) 1. 完全失業率は原数値。就業地別有効求人倍率及び受理地別有効求人倍率は季節調整値。  
 2. ( )内は、完全失業率は原数値の前年同期差、有効求人倍率及び就業地別有効求人倍率は前月差。  
 3. 完全失業率はモデル推計値。

# 人手不足問題への対応

30年度  
予算の内容

看護分野

保育分野

介護分野

運輸分野

建設分野

雇用管理改善  
(魅力ある職場  
づくり)

雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の促進 (平成30年度予算額 27(19) 億円)  
人材不足を解消するため、人材不足に課題を抱える事業主の取組に対する相談等の支援を行う。

人材確保等支援助成金※ (平成30年度予算額 176 (147) 億円)

雇用管理改善等に取り組んだ事業主への助成。

○雇用管理制度助成コース  
雇用管理制度の導入等を行い、  
目標達成した場合に対する助成。

○介護福祉機器助成コース  
身体的負担軽減のための介護福祉機器の導入に対する助成。

○介護・保育労働者雇用管理制度助成コース  
介護・保育事業主が賃金制度を整備した場合に助成。 等

建設事業主等に対する助成金 (旧建設労働者確保育成  
助成金) ※ (一部再掲:平成30年度予算額 53 (50) 億円注)

雇用管理改善や人材育成に取り組む中小建設事業主等に  
対する助成。助成目的別に人材確保等支援助成金、人材  
開発支援助成金及びトライアル雇用助成金がある。

注:平成30年度予算額のうち44億円は、人材確保等支援助成金、  
及び人材開発支援助成金の内数

マッチング支援

ハローワークにおける人材不足分野に係る就職支援【一部新規】 (平成30年度予算額 29 (16) 億円)

福祉分野のほか、警備業、運輸業など雇用吸収率の高い分野へのマッチング支援を強化するため、人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を全国84箇所に設置し、関係団体等と連携した人材確保支援を実施。また、求職者の掘り起こしを展開し、需給調整機能の強化を図る。

認定職業訓練制度 (平成30年度予算額 13 (9.8) 億円)

建設、介護等の人材不足分野における中小企業事業主等が実施する認定職業訓練の経費の一部について補助を実施。

人材開発支援助成金※ (平成30年度予算額 431 (201) 億円)

職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、  
企業内の人材育成を支援。

建設労働者緊急育成支援事業 (平成  
30年度予算額 9.2 (9.2) 億円)

建設人材不足へ対応するため、国と建  
設業界が連携した訓練の実施により建  
設分野の事業主等による訓練を促進。

人材開発

ハロートレーニング (公的職業訓練) (平成30年度予算額 73 (74) 億円)

建設、保育、介護等の人材不足分野における再就職を支援するため、各分野のハロートレーニングを実施。

人材確保等支援助成金 (人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース) 【一部新規】 ※ (再掲:平成30年度予算額 76 (39) 億円注)

・人事評価制度や賃金制度の整備・実施を通じて賃金アップ等を実現した企業に対する助成  
・金融機関と連携し、生産性向上に資する設備等への投資により雇用管理改善を図る企業に対する助成

注:平成30年度予算額及び平成29年度予算額は、全額  
人材確保等支援助成金の内数

介護等の分野における生産性向上の推進【新規】 (平成30年度予算額 9億円 平成29年度補正予算 16億円)

・介護分野における生産性向上のためのガイドラインの作成・普及  
・保育所等におけるICT化の推進、医療従事者の勤務環境の改善

業務改善助成金※ (平成30年度予算額 8.6 (4.1) 億円)

事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた中小企業事業主が、生産性向上に資する設備投資などを行った場合、設備投資などに要した費用の一部を助成。

中小企業・小規模事業者の生産性向上の取組に関する支援【一部新規】 ※ (一部再掲:平成30年度予算額 20 (7.9) 億円注)

専門家による業務改善方法の提案や、収益力向上に関するセミナーへの専門家派遣などを実施。

注:平成30年度予算額のうち15億円は、雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の促進の内数

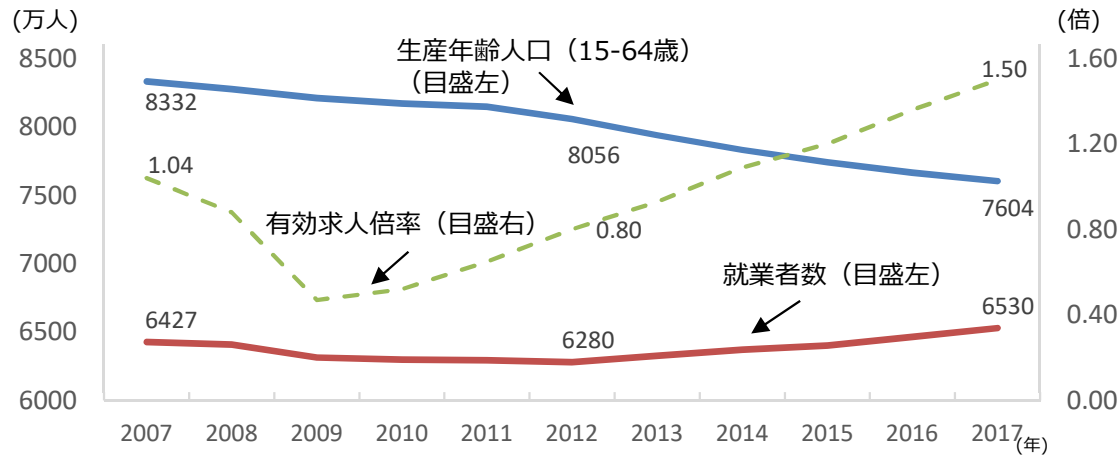
※の助成金には、事業所における「生産性」が3年前に比べて6%以上伸びている場合等に、助成の割増を行う「生産性要件」が付されている。

# 我が国の労働力の現状と対応について

- 生産年齢人口の減少に伴い、かつては就業者数も減少。**2013年以降は、生産年齢人口が減少する中であっても、就業者数は増加**
- これは、景気の回復による労働需要の増加に加え、**女性の活躍支援、高齢者の雇用促進及び若年者雇用対策等**に関する各種施策の推進により、就業が促進されたことによるもの
- また、**働き方改革の推進**により、働きやすい労働環境の整備、女性・高齢者などの多様な労働参加、中小企業等の人材確保等を促進

## 我が国の雇用情勢

生産年齢人口・就業者数・有効求人倍率の推移

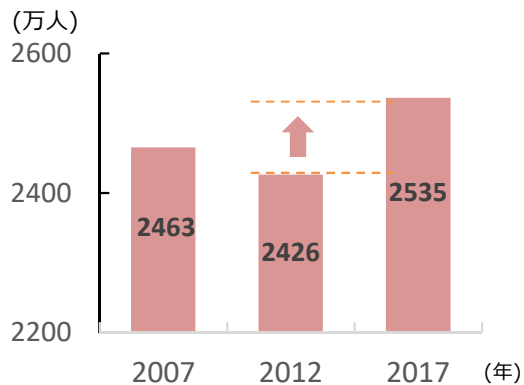


## 主な取組例

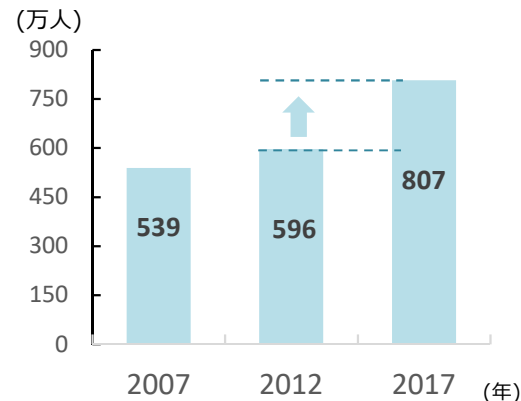
### 高齢者の活躍促進

- 高年齢者雇用安定法に基づく65歳までの雇用確保措置の推進
- 「生涯現役促進地域連携事業」による地域での就労促進
- ハローワークの「生涯現役窓口」における高齢者の再就職支援
- シルバー人材センターにおける多様な就業機会の確保
- 雇用保険の適用対象者の拡大 (65歳～) 等

### 女性就業者数 (15-64歳)



### 65歳以上就業者数



### 女性の活躍促進

- 女性活躍推進法・男女雇用機会均等法の着実な施行
- 育児・介護休業法の着実な施行
- マザーズハローワーク事業の推進
- 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿・保育人材の確保など、待機児童対策の推進 等



## 2. 主要な雇用対策について

## 《雇用対策における国と地方公共団体の連携強化について》

- 引き続き、都道府県と国が雇用対策において相互に連携し、更なる住民サービスの向上を目指すことが重要。今後とも都道府県労働局との連携をお願いしたい。

### 1 国と地方の連携による雇用対策の推進の効果

(都道府県が得意とする取組例)

・企業誘致 ・産業振興による地域産業の発展 ・人口流出防止



(国が得意とする取組)

・ハローワークの全国体系を利用したセーフティネットとしての雇用の安定化  
・景気悪化時等の緊急雇用対策

(国を活用することで・・・)

- ◆各地域の実情に応じた産業振興策(←ハローワークが適切にマッチング)
- ◆各地域の人口回復(←ハローワークの全国的体系による移住・就職支援等)

### 2 連携強化策の更なる推進

#### ① 雇用対策協定

- ◆ 平成30年11月30日時点で、176地方公共団体(47都道府県129市町村)
- ◆ 来年度の事業計画の充実等により、引き続き連携強化をお願いしたい。

#### ② 一体的実施事業

- ◆ 国が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う業務をワンストップで一体的に実施する国と地方公共団体の連携事業。
- ◆ 本事業を実施中の都道府県には、効果的・効率的な運営に向けて、必要に応じて、施設の特性に応じた見直しを図るなど、労働局と共にご検討をお願いしたい。

# 国と地方公共団体の雇用対策協定について

○ 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方公共団体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方公共団体(平成30年11月30日時点)】計176地方公共団体(47都道府県115市13町1村)

## 【都道府県(47都道府県)】

- ①北海道(24年12月) ②奈良県(25年6月) ③滋賀県(25年11月)
- ④京都府(26年2月) ⑤高知県(26年3月) ⑥岩手県(26年3月)
- ⑦長崎県(27年2月) ⑧東京都(27年2月) ⑨鳥取県(27年3月)
- ⑩山口県(27年3月) ⑪長野県(27年3月) ⑫宮崎県(27年3月)
- ⑬青森県(27年3月) ⑭大阪府(27年3月) ⑮群馬県(27年6月)
- ⑯沖縄県(27年8月) ⑰福岡県(27年10月) ⑱宮城県(27年10月)
- ⑲和歌山(27年11月) ⑳富山県(27年11月) ㉑福井県(27年11月)
- ㉒香川県(27年12月) ㉓山形県(27年12月) ㉔愛媛県(28年1月)
- ㉕熊本県(28年1月) ㉖三重県(28年2月) ㉗徳島県(28年3月)
- ㉘岡山県(28年3月) ㉙福島県(28年3月) ㉚茨城県(28年3月)
- ㉛石川県(28年3月) ㉜山梨県(28年4月) ㉝千葉県(28年8月)
- ㉞埼玉県(28年8月) ㉟佐賀県(28年8月) ㊱愛知県(28年8月)
- ㊲島根県(28年8月) ㊳静岡県(28年12月) ㊴秋田県(29年2月)
- ㊵栃木県(29年3月) ㊶岐阜県(29年3月) ㊷新潟県(29年3月)
- ㊸神奈川県(29年3月) ㊹広島県(29年7月) ㊺鹿児島県(29年12月)
- ㊻兵庫県(30年3月) ㊼大分県(30年3月)

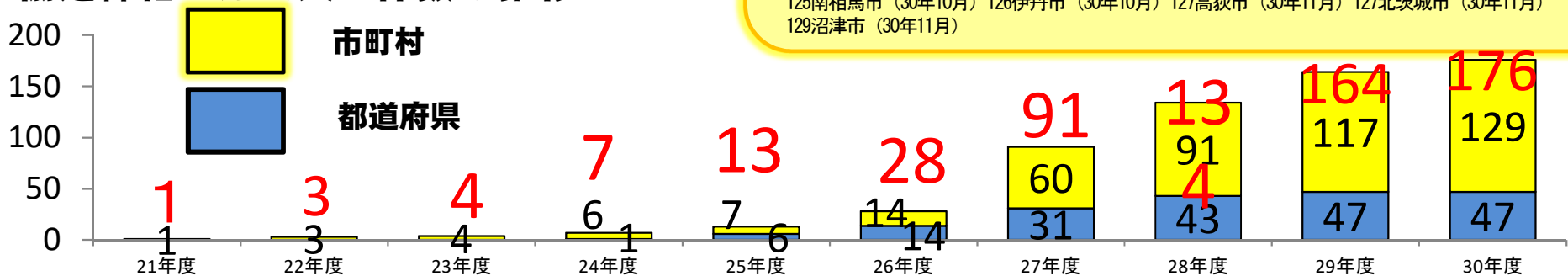
※ 平成30年3月28日付けで全47都道府県との雇用対策協定の締結に至っている。

※ ㉜㉝: 第6次地方分権一括法の施行日(平成28年8月20日)に、従前より締結していたハローワーク特区協定を雇用対策協定とみなした。

## 【市町村129市町村】

- 1 北九州市(22年3月) 2 横浜市(23年1月) 3 福岡市(23年3月) 4 久留米市(24年3月)
- 5 宮古島市(25年1月) 6 広島市(25年1月) 7 堺市(25年11月) 8 鳴門市(26年11月)
- 9 神山町(27年1月) 10 三好市(27年2月) 11 阿南市(27年3月) 12 熊本市(27年3月)
- 13 沖縄市(27年3月) 14 浜松市(27年3月) 15 美馬市(27年5月) 16 太田市(27年5月)
- 17 館山市(27年6月) 18 吉野川市(27年6月) 19 総社市(27年7月) 20 小松島市(27年7月)
- 21 前橋市(27年8月) 22 東大阪市(27年8月) 23 志布志市(27年10月) 24 始良市(27年10月)
- 25 熱海市(27年10月) 26 日南市(27年10月) 27 勝山市(27年11月) 28 牟岐町(27年11月)
- 29 南九州市(27年12月) 30 新潟市(27年12月) 31 大野市(27年12月) 32 掛川市(27年12月)
- 33 常陸太田市(28年1月) 34 越前町(28年1月) 35 福井市(28年2月) 36 山形市(28年2月)
- 37 鯖江市(28年2月) 38 指宿市(28年2月) 39 天童市(28年2月) 40 高槻市(28年2月)
- 41 日置市(28年2月) 42 越前市(28年2月) 43 宇佐市(28年2月) 44 佐伯市(28年2月)
- 45 那須塩原市(28年2月) 46 豊後大野市(28年2月) 47 笠間市(28年2月) 48 豊後高田市(28年3月)
- 49 坂井市(28年3月) 50 札幌市(28年3月) 51 小田原市(28年3月) 52 高崎市(28年3月)
- 53 あわら市(28年3月) 54 北上市(28年3月) 55 霧島市(28年3月) 56 都城市(28年3月)
- 57 下関市(28年3月) 58 東海村(28年3月) 59 大洗町(28年3月) 60 鹿児島市(28年3月)
- 61 敦賀市(28年5月) 62 吹田市(28年5月) 63 柏原市(28年5月) 64 永平寺町(28年7月)
- 65 千葉市(28年7月) 66 中津市(28年7月) 67 吉野町(28年7月) 68 倉敷市(28年8月)
- 69 加西市(28年8月) 70 小浜市(28年9月) 71 日田市(28年10月) 72 浦添市(28年11月)
- 73 若狭町(28年11月) 74 宮崎市(28年11月) 75 薩摩川内市(28年12月) 76 寝屋川市(28年12月)
- 77 尼崎市(29年1月) 78 岐阜市(29年1月) 79 鹿沼市(29年2月) 80 いちき串木野市(29年2月)
- 81 鹿嶋市(29年2月) 82 小林市(29年2月) 83 大館市(29年2月) 84 鹿屋市(29年2月)
- 85 出水市(29年3月) 86 中津川市(29年3月) 87 南部町(29年3月) 88 大垣市(29年3月)
- 89 岡山市(29年3月) 90 大分市(29年3月) 91 三田市(29年3月) 92 阿見町(29年5月)
- 93 松阪市(29年6月) 94 山口市(29年7月) 95 奄美市(29年7月) 96 各務原市(29年7月)
- 97 杵築市(29年7月) 98 飛騨市(29年7月) 99 海南市(29年9月) 100 珠洲市(平成29年9月)
- 101 境港市(29年10月) 102 三次市(29年11月) 103 島田市(29年11月) 104 富士市(29年12月)
- 105 瀬戸市(30年1月) 106 大子町(30年1月) 107 金沢市(30年1月) 108 四日市市(30年2月)
- 109 横手市(30年2月) 110 いわき市(30年2月) 111 たつの市(30年2月) 112 伊勢市(30年2月)
- 113 鹿角市(30年2月) 114 福山市(30年3月) 115 郡山市(30年3月) 116 精華町(30年3月)
- 117 高砂市(30年3月) 118 焼津市(30年5月) 119 磐田市(30年7月) 120 肝付町(30年7月)
- 121 志賀町(30年7月) 122 津市(30年8月) 123 富士宮市(30年9月) 124 丹波市(30年9月)
- 125 南相馬市(30年10月) 126 伊丹市(30年10月) 127 高萩市(30年11月) 127 北茨城市(30年11月)
- 129 沼津市(30年11月)

## 協定締結地方公共団体数の推移

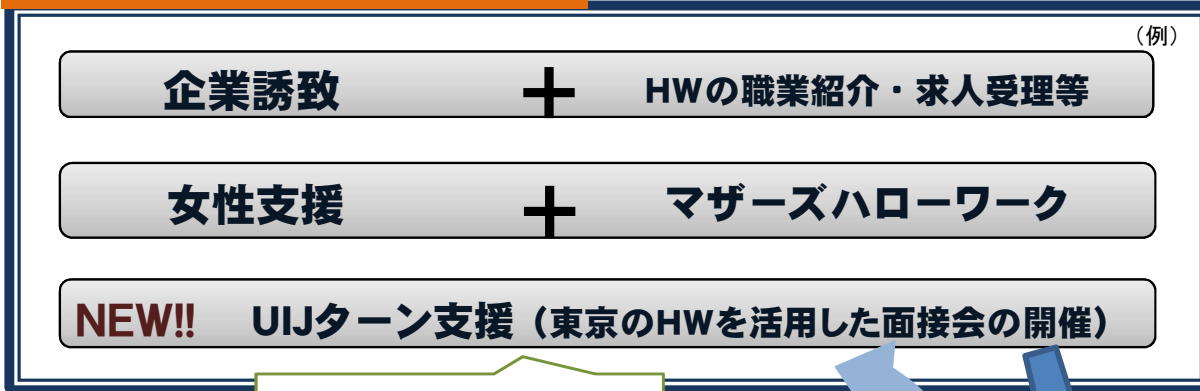


# 国と地方自治体の雇用対策協定について

雇用対策協定により、知事・市長等と労働局長が、その地域の課題に対する共通認識を持ち、「役割分担」、「連携方法」を明確化することが可能になる。また、連携策をパッケージ化することで、効果的なPDCAの実施や発信力の強化を図ることが可能になる。

- ▶ 個々に連携している業務を体系的に整理、パッケージ化。対象者、組織間で重複している業務の整理を実施し、効果的・効率的な業務運営が可能。

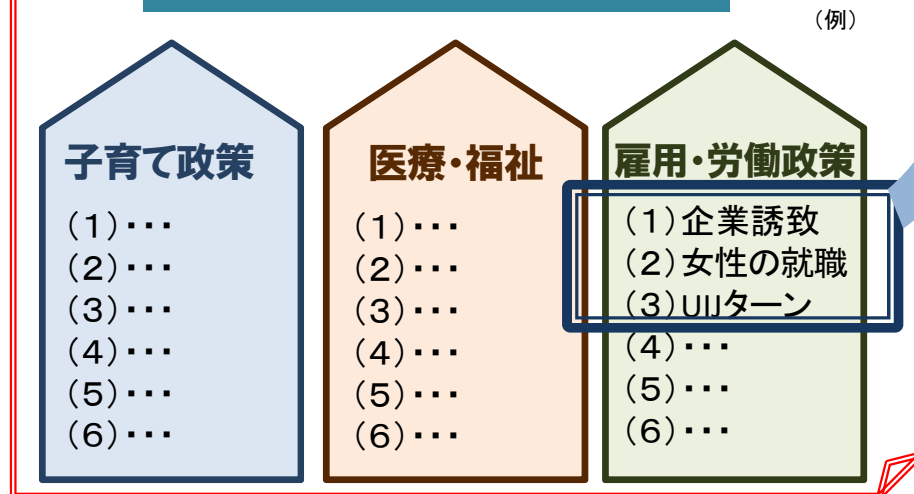
## 雇用対策協定



協定に盛り込む際に、新たな連携策を入れることもできる

- ▶ 地方版総合戦略等の雇用・労働分野の個別具体策を雇用対策協定の中でより詳細に整理

## 地方版総合戦略等



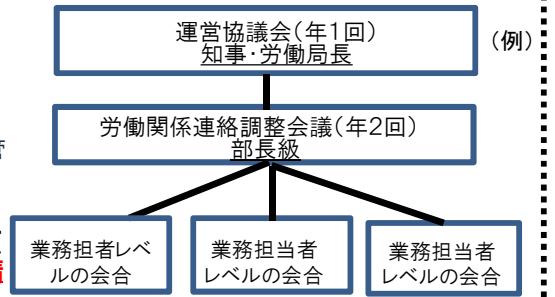
パッケージ化したうえで  
目標管理

パッケージ化することで  
対外的な発信力を強化

- ▶ 知事・労働局長が参加する運営協議会を軸とした体系づけられた協議の場を設置し、レベルごとの定期的な会合を開催。国・自治体間の意識のすり合わせ、定期的な業務改善を図ることが可能。

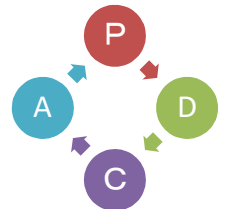
## 連携体制の体系化

- 連携施策に関し、統一的・一元的な管理が可能
- 知事・労働局長が各組織に対して必要に応じた要請

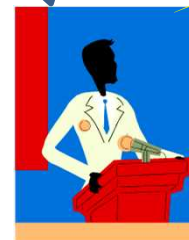


## 目標管理の徹底による 確実な連携

- KPIの設定
- 確実に連携を進められる。
- 効果的に連携を進められる。



知事と労働局長の協定に基づいて、  
雇用対策を充実させています！

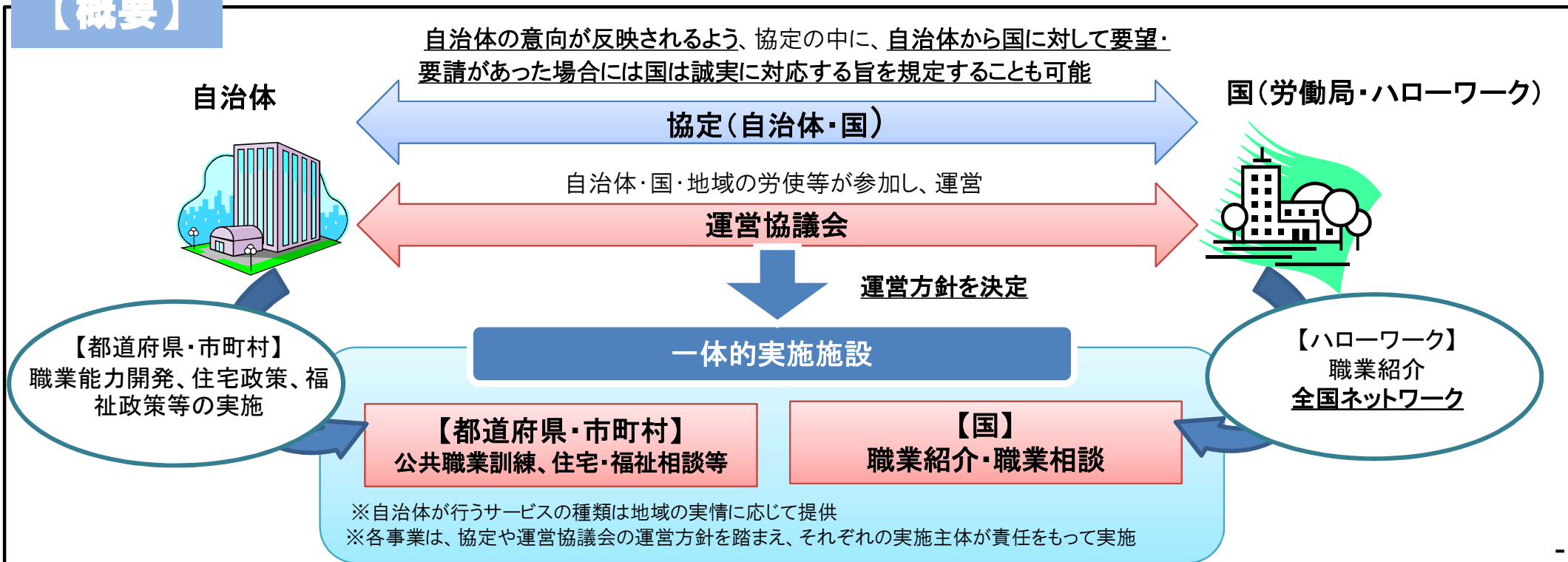


- ▶ 個々の支援策を知事・労働局長との雇用対策協定により明文化し、地域の雇用対策への積極的な姿勢を地域の住民に対して情報発信。住民や議会等に自治体として地域雇用対策への取組を発信することが可能。

# 一体的実施事業について

- 希望する自治体において、国(ハローワーク)が行う無料職業紹介等と自治体が行う相談業務等を一体的に実施。
- 一体的実施は、
  - ① 自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと
  - ② 利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置すること
 など、自治体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が可能な事業。
- 平成30年3月末現在、173団体(33道府県140市区町)で実施中。  
うち生活保護受給者等を主な対象とする取組は105自治体。

## 【概要】



## 《地域雇用対策の推進について》

- 地域のしごとづくりについては、日本の各地域がそれぞれ持つ特色、魅力をいかして、持続的な取組を行っていただくことが重要。
- 自治体の皆様におかれては、以下の事業を活用いただき、地域の魅力あるしごとづくりに継続的に取り組んでいただきたい。これらの活用を検討される際には、各労働局を通じて、ご相談いただきたい。
- 平成31年度の地域雇用対策関連事業予算案では、地域の魅力あるしごとづくりの一層の推進や地方への正社員就職支援強化を図ることとしている。
- 下記事業の活用を検討される際や、事業実施中に課題に直面した際には、地域の雇用情勢や労働施策の専門機関である各労働局にご相談いただきたい。

### 【地域活性化雇用創造プロジェクト】

- ・本事業は、安定的な正社員雇用の創造に取り組む都道府県への補助事業(実施期間は最大3年度間)。  
事業主体…都道府県  
対象地域…正社員雇用を創造する取組であれば、有効求人倍率に関わらず全都道府県が提案可能  
対象産業…当該地域の戦略産業と位置付けられている産業  
補助率 …8割(雇用創造効果に応じて年間上限10億円)
- ・平成30年度より、中小企業の働き方改革に資する取組を実施する場合、補助額の上限を引き上げる等の特例(年間上限12億円等)を実施。

### 【地域雇用活性化推進事業(仮称)】

- ・本事業は、雇用機会が不足している地域<sup>※</sup>や過疎化が進んでいる地域等の雇用活性化に取り組む協議会への委託事業(国→協議会 委託上限額 各年度4千万円 最長3年度間)。
- ・対象地域を抱える市町村や経済団体等による協議会が提案した事業構想を選抜の上、労働局から所用の費用を全額委託実施。

※①最近3年間(平均)又は1年間の有効求人倍率が全国平均(1を超える場合は1)以下か、

②当該有効求人倍率が1未満であって最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

### 【地域雇用開発助成金】

- ・有効求人倍率等を基準に厚生労働大臣が同意等した地域において、事業所を設置・整備し地域の求職者等を雇い入れた事業主への助成制度。
  - ・平成29年度より、「特定有人国境離島地域等メニュー」を創設し、特定有人国境離島地域※、奄美群島及び小笠原諸島については、有効求人倍率等の指標に関わらず本助成金の対象。
- ※当該離島が属する都道府県…東京都、北海道、新潟、石川、島根、山口、長崎、鹿児島 の6県
- ・特定有人国境離島地域等が属する都道府県には、地域雇用開発助成金・特定有人国境離島地域等メニューの周知に御協力を賜りたい。

### 【LO活(local+就活)プロジェクト】

- ・本事業は、厚生労働省が、東京圏・大阪圏の大学等において、セミナー等を行い、地方就職希望者の掘り起こしや動機付けを行うもの。
- ・自治体が労働局やハローワークと連携してUIJターンのイベントや就職面接会等を開催する場合、本事業とのコラボレーション※が可能。

※本事業のセミナー等における東京圏・大阪圏の大学生等へのイベントや関連施策のPR、東京都内の新卒応援ハローワーク内のスペースの利用等

### 【中途採用等支援助成金 UIJターンコース(仮称)】

- ・内閣府の地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者を採用した事業主への助成制度。
- ・移住支援事業、の実施都道府県には労働局との実務面での連携のほか、本助成金の周知にご協力を賜りたい。

# 地域活性化雇用創造プロジェクト

## 事業目的

産業政策と一体となった安定的な雇用機会を創出することで、地域の雇用の安定、能力開発を推進し、地域における生産性の向上や経済的基盤の強化を図る。

## 事業概要

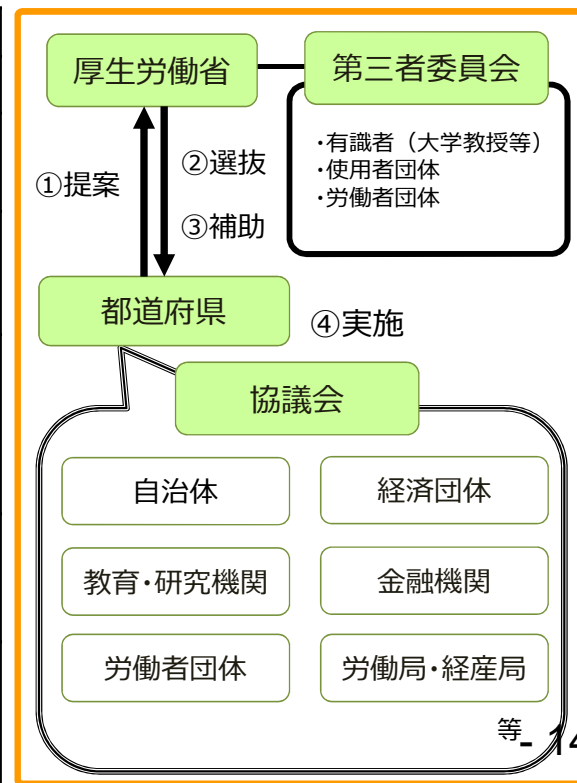
- 各都道府県の提案する事業から、コンテスト方式により、安定的な正社員雇用の創造効果が高い事業を選抜。プランを選抜された都道府県は、地域の関係者（自治体、経済団体、金融機関、教育・研究機関等）で構成する協議会を設置した上で事業を実施
  - 各都道府県で戦略的産業分野として位置づけている業種を指定の上、実施
  - 実施期間は最大3年間。国は、都道府県に対し、費用の8割を補助（雇用創造効果に応じて年間上限10億円※）
- ※中小企業の働き方改革に資する取組については年間上限12億円

## 事業内容

以下の取組により、都道府県が行う安定的な正社員雇用の創造のための独自の事業を支援

コース名	地域産業活性化コース		地域雇用活性化コース	
			中小企業特例	
事業費の上限額	250万円 ×雇用創出目標数		150万円 ×雇用創出目標数	250万円 ×雇用創出目標数
支援メニュー	ア. 事業推進・基盤整備メニュー 協議会の運営、事業の企画、事業所・求職者等への情報発信、地域の人材ニーズ等の調査研究、協力人員の確保などの事業運営、体制整備			
	イ. 事業主向け雇用創造メニュー 新規創業、新分野への進出、研究開発等による事業の拡大など地域の雇用機会の拡大を図る取組の支援等		イ. 事業主向け雇用拡大支援メニュー 専門家による雇用管理改善のためのコンサルティングやICT活用を通じた業務プロセスの見直しのためのセミナーなど、魅力ある職場づくりを通じた雇用創出の取組の支援等	
	ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー 合同面接会や企業が求める人材の首都圏等からの確保、地域求職者に対する人材育成、職場体験等の研修等の取組を実施			
	エ. 指定事業主雇用助成メニュー ※全額国が支給 指定する企業が施設整備と併せて雇入れを行った場合に、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に上乗せする形で助成する取組を実施			


## 事業スキーム





# 地域雇用活性化推進事業(仮称)

- 雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等における地域の課題・実情を踏まえた自主性・創意工夫ある雇用や人材の維持・確保の取組を支援
- 地域振興施策との連携の下に、地域が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、「雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」や「地域の産業及び経済の活性化等が期待できるもの」を選抜・委託

対象地域	<p>雇用機会不足地域：次の①又は②に該当する地域</p> <p>① 最近3年間又は最近1年間の地域の有効求人倍率が全国平均以下 ただし、全国の有効求人倍率が1を超える場合には1、0.67未満である場合には0.67以下</p> <p>② 最近3年間又は1年間の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少過疎等地域：過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域等</p>
実施する取組	<p><b>ア 事業主の魅力向上、事業拡大の取組</b> 事業所等における人材育成・定着・雇用管理改善や事業化・事業拡大・事業継続・創業に関する講習会の開催など</p> <p><b>イ 人材育成の取組</b> 人材確保・育成を図るための能力開発、人材育成に関する講習会の開催など</p> <p><b>ウ 就職促進の取組</b> U I Jターン求職者を含めたマッチング支援など</p> 
実施期間等	<p>実施期間：3年 委託費上限：4千万円/年 ※ 複数市町村の場合、1市町村につき2千万円を加算（加算上限1億円）</p>
実施方法	<p>市町村、地域経済団体等で構成される協議会が、地域の特性を生かした重点分野を設定した上で、当該重点分野における雇用活性化に関する自主性・創意工夫ある取組を提案。 提案されたものから、雇用や人材の維持・確保、地域の活性化などが期待できるものを選抜し、当該協議会に委託して実施。</p>

**雇用の場や人材の維持・確保**

## 《生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備について》

(生涯現役促進地域連携事業について)

- 人生100年時代を迎え、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要。
- このため、平成28年度より地方公共団体を中心に協議会を設置し、地域ニーズを踏まえた高齢者の多様な雇用・就業機会の掘り起こし・提供を行う「生涯現役促進地域連携事業」を実施しており、先駆的なモデル地域としての取組の普及を図る。
- 本年度までに市町村も含め44団体で実施されており、平成31年度においては新たに30団体の募集を1月31日を締め切りとして実施。また、採択団体数が30団体に満たない場合は31年度中に2次募集を行う予定。
- 未実施の26都県においては積極的な協議会の立ち上げ・事業への応募の検討を、実施中の21道府県においては更なる地域活性化のための基礎自治体への周知勧奨をお願いする。

# 生涯現役促進地域連携事業の概要

平成31年度予定額 2,692,527 (1,858,784)千円

## 背景

- 少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となっている中で、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指すことが重要。
- 特に、平成26年に団塊世代（約660万人）が65歳に到達し、多くの人が企業を退職していると考えられ、地域社会におけるこれらの層の活躍の場を早期に整備することが必要。
- 平成31年度は、「働き方改革実行計画」及び「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、地域の実情に応じた高齢者の多様な就業機会を確保するための協議会の設置を促進し、当該事業の実施箇所数を拡充（44→74カ所）する。

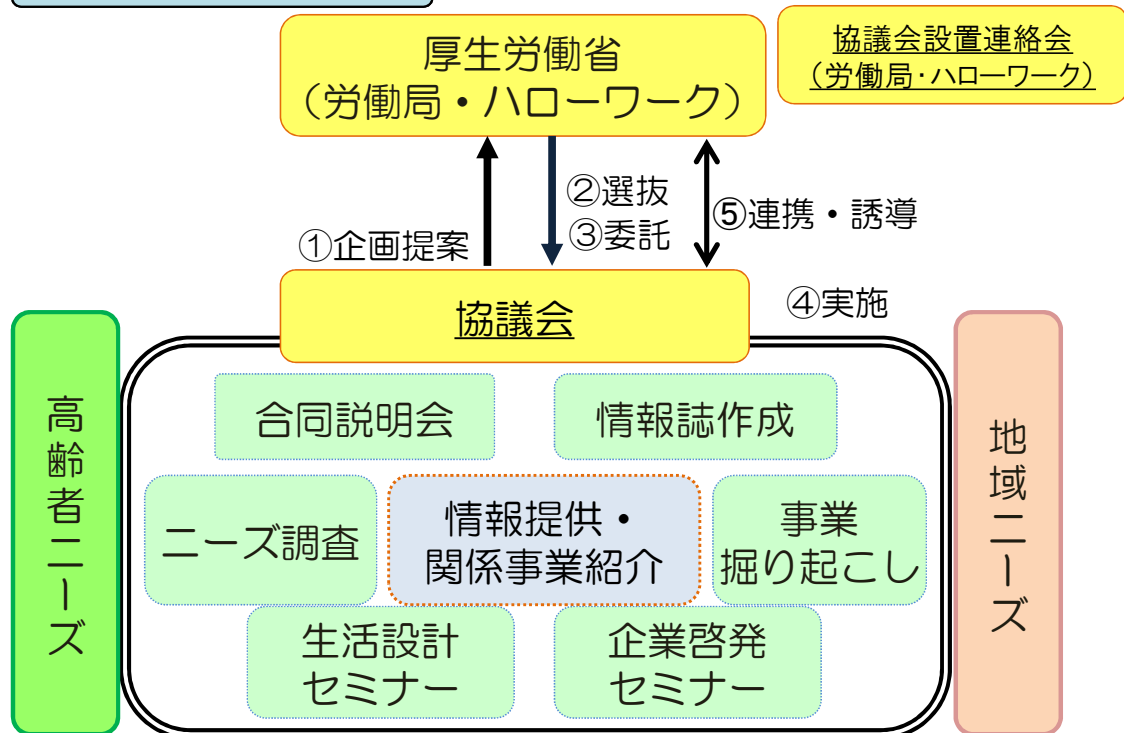
## 事業内容

### ①生涯現役促進地域連携事業

地方自治体を中心となって構成される「協議会」等からの提案に基づき、地域における高齢者の就労促進に資する事業を幅広く実施。

### ②労働局等における専門的相談・支援及び協議会設置連絡会の設置

## 事業実施スキーム



## 支援メニュー例

- ① 高齢者に対する情報提供、関係機関、関連事業の紹介
- ② 高齢者に対する職業生活設計等に関するセミナー開催
- ③ 企業に対する生涯現役促進セミナー開催
- ④ 高齢者の雇用・就業に係る合同説明会の開催
- ⑤ 高齢者活躍のためのガイドブック・情報誌の作成・普及（相談機関一覧の掲載等）
- ⑥ 高齢者の雇用・就業に係るニーズ調査・分析
- ⑦ 高齢者向けの雇用・就業の場の創出

## 事業規模

- 1カ所あたり各年度3,000万円程度
- 事業実施カ所数：74カ所（44カ所）

## 事業実施主体及び期間

- 実施主体：協議会（地方自治体を中心とした合議体）等
- 事業実施期間：最大3年度間

# 生涯現役促進地域連携事業の実施地域

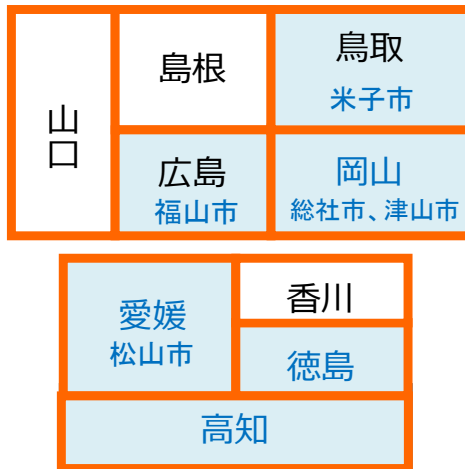
44地域(21道府県、23市町)で事業を実施

※平成31年1月時点

北海道

実施地域  
35道府県

未実施地域  
12都県



## シルバー人材センターの業務の就業時間を拡大する特例措置（概要）

高年齢者雇用安定法を改正し、シルバー人材センターの業務の就業時間を拡大する特例を創設。  
（平成28年4月1日より施行）

- シルバー人材センターの業務のうち、派遣、職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする。
  - 要件緩和などにより、民業圧迫などが起こることのないよう、以下の仕組みを設ける。
    - 要件緩和は、都道府県知事が、高年齢退職者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、厚生労働省が定める基準（\*1）に適合すると認められる場合に、対象となる市町村ごとに業種・職種を指定することにより可能とすること。
    - 要件緩和を実施する業種などを指定するに当たっては、あらかじめ地域の関係者（\*2）の意見を聴取するとともに、厚生労働大臣へ協議すること。
    - 要件緩和に係る指定が厚生労働省が定める基準に適合しなくなったときは、指定を取り消すこと。
- \*1 ①要件緩和により、競合する事業者の利益を不当に害することがないと認められること、②要件緩和により、他の労働者の就業機会などに著しい影響を与えることがないと認められること。
- \*2 ①市区町村長、②シルバー人材センター・シルバー人材センター連合、③指定しようとする業種・職種について派遣事業、職業紹介事業などを行う事業者を代表する者、④当該市町村の労働者を代表する者

## シルバー人材センターの業務の就業時間を拡大する特例措置（実施のながれ）

1 都道府県知事が業務拡大の指定を検討



2 都道府県知事が指標の分析、関係者からの意見聴取等を行い、業務拡大の要件を満たすことを確認



3 厚生労働大臣に協議



4 都道府県知事が業務拡大を行う地域、業種、職種を指定



5 都道府県知事が指定を公示



6 連合が事務手数料等を設定



7 拡大した業務の会員への提供開始

# シルバー人材センターの業務の就業時間を拡大する特例措置（活用状況）

	都道府県名	指定済み地域数
1	北海道	40
2	青森県	0
3	岩手県	0
4	宮城県	0
5	秋田県	1
6	山形県	1
7	福島県	0
8	茨城県	0
9	栃木県	0
10	群馬県	0
11	埼玉県	0
12	千葉県	0
13	東京都	0
14	神奈川県	1
15	新潟県	30
16	富山県	15
17	石川県	3
18	福井県	17
19	山梨県	5
20	長野県	3
21	岐阜県	1
22	静岡県	35
23	愛知県	2
24	三重県	0

	都道府県名	指定済み地域数
25	滋賀県	19
26	京都府	0
27	大阪府	0
28	兵庫県	1
29	奈良県	39
30	和歌山県	0
31	鳥取県	0
32	島根県	0
33	岡山県	0
34	広島県	0
35	山口県	0
36	徳島県	24
37	香川県	0
38	愛媛県	20
39	高知県	4
40	福岡県	0
41	佐賀県	0
42	長崎県	0
43	熊本県	17
44	大分県	0
45	宮崎県	0
46	鹿児島県	43
47	沖縄県	0

## 《障害者雇用対策について》

### 【公務部門における障害者雇用について】

＜平成30年6月1日時点における公的部門における障害者雇用の状況＞

○ 雇用障害者数及び実雇用率 ※( )は前年の値

- ・ 国：雇用障害者数 3,902.5人(3,711.0人)、実雇用率1.22%(1.17%)
- ・ 都道府県：雇用障害者数 8,244.5人(7,951.5人)、実雇用率2.44%(2.36%)
- ・ 市町村：雇用障害者数 2万5,241.5人(2万5,859.0人)、実雇用率2.38%(2.29%)
- ・ 教育委員会：雇用障害者数 1万2,670.0人(1万2,337.5人)、実雇用率1.90%(1.85%)
- ・ 独立行政法人等：雇用障害者数 1万1,010.0人(1万225.0人)、実雇用率2.54%(2.38%)

※法定雇用率

国・都道府県・市町村：2.5%

教育委員会：2.4%

独立行政法人等：2.5%

- 民間の事業主に対し率先して障害者を雇用すべき立場にありながら、多数の国の行政機関において障害者の法定雇用率を満たしていない状況にあったことは遺憾であり、障害者雇用を推進する立場として大変重く受け止めている。
- 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」等に基づき、組織全体として再発防止にしっかり取り組むことはもとより、法定雇用率の速やかな達成と障害者の活躍の場の拡大に向け、政府一体となって取り組んでいきたい。あわせて、必要な改正法案の提出を目指す。
- 地方公共団体の機関におかれても、各機関の障害者雇用の状況を踏まえ、再発防止のための取組、法定雇用率の達成、障害者の活躍の場の拡大のための取組、公務員の任用面での対応について、その実情に応じ、基本方針を参考にしながら必要な措置を講ずるよう要請したところ。また、総務省からも同様の趣旨の要請を行ったと承知している。これらを踏まえた対応をお願いしたい。
- この際、障害種別にかかわらず広く障害者雇用が進展するよう、精神・知的障害者の雇用についても、積極的に取り組んでいただきたい。各都道府県で職員の募集・採用を行う際においても、業務遂行上特に必要なものと認められる場合等を除いて、特定の障害種別の者を排除することがないよう、ご配慮をお願いしたい。
- 法定雇用率未達成の市町村等に対し、都道府県からも障害者の採用の働きかけを行うなど、地域の公的機関全体として法定雇用率が達成されるよう、積極的な取組をお願いしたい。また、改善している教育委員会は、都道府県幹部自らの取組による効果が大きいため、引き続き、教育委員会と知事部局の橋渡しや取組へのアドバイスをお願いしたい。



## 【民間企業における障害者雇用の推進について】

- 平成30年4月より、精神障害者の雇用義務化に伴い、法定雇用率は下記の通り引き上げ。

事業主区分	法定雇用率		
	平成30年3月まで	平成30年4月以降(現行)	平成33年4月までに
民間企業	2.0% ⇒	2.2% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4% ⇒	2.5%
国・都道府県・市町村	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.6%

### ＜民間企業における障害者雇用の状況＞

- 平成29年6月1日時点における法定雇用率達成企業の割合は 50.0%（前年比1.2ポイント上昇）
  - 障害者を全く雇用していない企業は全体の約3割
- 都道府県等をはじめとする自治体と労働局との間の雇用対策協定などに基づき、双方の幹部が協力して県内の障害者雇用率未達成事業所を訪問し、制度趣旨や支援策の説明を行うなど、障害者雇用の理解促進に向けた様々な取組が見られる。  
精神障害者の雇用義務化に向けては、こうした未達成事業所への雇用勧奨の促進に加え、地域で障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業を幹部自らが訪問し、当該企業の障害者雇用の事例等を地域社会に広めていくといった取組も検討いただきたい。
  - 企業における具体的な障害特性への配慮や職場での支援方法、合理的配慮に関する具体的な事例集を作成・公表しているので、企業へ訪問する際などは、こうした事例集についても活用いただきたい。
  - ハローワークが中心となり、地域内の就労移行支援事業所等との面談会や見学会を行うなど、企業と福祉分野の連携の取組を進めているところである。就労系福祉施設の関係機関に対して、こうした取組の場に積極的に参加するよう促していただきたい。

## 【参考資料：障害特性に応じた就労支援の推進等について】

働き方改革実行計画に記載があるとおり、障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に  
応じて活躍できることが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、以下のような  
取組にも御配慮いただきたい。

- 平成27年度より、一部ハローワークが、精神科医療機関(担当は、主に精神保健福祉士)とチームを組み、当該医療機関  
を利用する精神障害者の就労を支援するモデル事業を実施し、比較的高い就職率(約70%)などの高成果を挙げているた  
め、平成30年度から47労働局にて実施。  
精神科がある公立病院等に対しても本事業を周知いただき、各医療機関において興味を持たれた場合には、まずは都道  
府県労働局の職業安定部職業対策課宛てで、照会していただきたい旨を伝えられたい。
- 地域の就労支援機関等も増加してきている中、障害者就業・生活支援センターの専門性を十分に活かすためには、1人ひ  
とりに対する支援の充実は勿論であるが、地域の特性に応じて、支援機関同士の連携や支援機関の能力の底上げなど、当  
該センターに求められる役割を整理することも重要である。圏域ごとに、医療・福祉・教育・就労等の各種支援機関の質量双  
方の充実度を検討し、地域としてどういった支援が求められているのかについて、労働局等とも連携して検討して頂きたい。
- 難病患者の就労支援については、ハローワークに難病患者就職サポーターを配置し(各都道府県に1～2名)、地域の難  
病支援の核である難病相談支援センターと連携して、対象者の希望や症状の特性に応じた職業紹介や就業継続支援を行  
うよう指導しているところであり、当該センターにおいては、ハローワークからの出張相談の受入や、必要に応じて難病患者就  
職サポーターへの誘導等について更なる協力をお願いしたい。また、難病患者の就労に当たっては、難病に関する正しい知  
識の企業等への提供や、療養・生活面も視野に入れた支援などが不可欠であるが、そのためにも、難病相談支援センターと  
地域の各種支援機関(患者会や医療機関、保健所等の行政機関など)との情報連携が図られていることが肝要であり、  
様々な支援機関との連携充実を図るようお願いしたい。

# 公務部門における障害者雇用に関する基本方針の概要①

(平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定)

## 1. 今般の事態の検証とチェック機能の強化

### (1) 今般の事態の検証

・第三者による検証の場として、「国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会」（委員長：松井 巖氏（弁護士、元福岡高検検事長））を設置。検証結果について、真摯に受け止め、今般の事態について深く反省し、再発防止に向けて必要な対策を講じていく。

### (2) 再発防止のための対策

#### ○厚生労働省における取組

- ・障害者雇用促進法に基づく通報等に関する実務、再発防止のための取組に係る留意事項を示した**手引きを作成**
- ・制度改正等の際には、手引きについて必要な改訂を実施
- ・人事担当者向けの説明会・情報交換会を毎年実施。
- ・**チェックシートを毎年度配布**し、各府省からの通報を受けるに当たってチェックシートの提出を求め確認
- ・各府省の**関係書類等について必要な調査**を行い、障害者の範囲や確認方法等が適切かを確認 等

#### ○各府省における取組

- ・本府省のみならず地方支分部局等でも再発防止策が継続的に実効あるものとして実施されるよう、府省全体で体制を構築し、**取組状況のフォローアップ**を実施
- ・手引きに従って、通報対象となる**障害者の名簿を作成**するとともに、障害者手帳の写し等の**関係書類を保存**
- ・実地確認やヒアリングにより、**内部点検**を実施
- ・不適正な事務処理を未然に防止するため、チェックシートを活用しながら、**複数の職員によるチェック等の体制強化** 等

#### ○チェック機能の強化に向けた更なる検討

- ・引き続き**法的整備を視野に入れた検討**を行うとともに、**各機関が自ら障害者の任免状況を公表する仕組みを検討**

# 公務部門における障害者雇用に関する基本方針の概要②

(平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定)

## 2. 法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組

- 平成31年末までの障害者採用計画を策定
- 障害者雇用を推進していくために必要な**府省内の体制整備、採用活動及び職場定着等に関する具体的な計画**を策定
- 障害者雇用に関する理解の促進
  - ・国家公務員における**合理的配慮指針**（年内）及び公務部門における**障害者雇用マニュアル**（年度内）の整備
  - ・障害者雇用精通したアドバイザー等による、各府省において障害者が活躍できる**具体的な業務を選定**するための支援
  - ・障害者雇用に関する**理解促進に向けたセミナーや講習会、職場見学会等**の開催
- 採用計画を着実に進捗させるための取組及び支援策
  - ・ハローワークにおける**職業紹介等**
  - ・障害者就労支援機関等との連携

## 3. 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大

- 障害者が活躍しやすい職場づくりの推進
  - ・各府省の**推進体制**の整備(実務責任者の配置等)
  - ・障害者雇用に関する理解の促進(再掲)
  - ・働く障害者向けの**相談窓口**の設置
  - ・個々の障害者をサポートする**支援者**の配置・委嘱
  - ・障害者の**作業環境**を整えるための機器の導入・設備改善等
- 障害者がいきいきと働きやすい人事管理の在り方の検討
  - ・**早出遅出勤務の特例、フレックスタイム制の柔軟化等**の措置
  - ・**テレワーク勤務**を活用できるような環境整備等
- 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に関する取組の推進
  - ・障害者雇用施策の充実
  - ・障害者優先調達法に基づく、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

## 公務部門における障害者雇用に関する基本方針の概要③

(平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定)

### 4. 公務員の任用面での対応等

- 障害者を対象とした**常勤採用の枠組み**(選考採用)
  - ・人事院が能力実証等の一部を**統一的に行う障害者を対象とした選考試験**を新たに導入（平成30年度から）
  - ・**各府省の個別の選考採用**も並行して実施。人事院から**留意点**等を各府省に提示（年内）
- 「**ステップアップ制度**」の枠組みを導入（年度内）
  - ・非常勤職員として勤務後、選考を経て常勤職員となることを可能とする。  
（厚生労働省等において必要な手続きを経て平成30年度中に取組を実施）
- 常勤職員として採用予定の者について、本人の希望に応じ、採用前に非常勤職員として勤務できる「**プレ雇用制度**」を導入
- 非常勤職員について、障害特性等に応じた適切な対応を図る観点から、**雇用の安定確保等に関する運用指針**を策定(年内)
- 上記施策の推進に必要な**定員・予算については適切に措置**

#### ※地方公共団体に対する対応

- ・各地方公共団体の実情に応じ、本基本方針を参考にしながら必要な措置を講ずるよう、厚生労働省及び総務省より要請
- ・法定雇用率を達成していない地方公共団体について、その達成に向けた取組を着実なものとするため、厚生労働省は総務省の協力を得て、上記に記載された支援を踏まえつつ、対応について検討

### 5. 今後に向けて

- 閣僚会議等政府一体となって推進する体制の下で**フォローアップ**を行い、取組を着実に推進
- 法定雇用率の達成に留まらず、**障害のある方が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大**に取り組み、今後も**政府一体となって障害者の雇用を不断に推進**

## 国の機関における障害者の任免状況の概要

(障害者の任免状況 平成30年6月1日現在)

	障害者数	実雇用率	不足数
国の機関 (合計)	3,711.0人→3,902.5人 (+191.5人)	1.17%→1.22% (+0.05%)	3,814.5人→4,273.5人 (+459.0人)
行政機関	3,422.0人→3,620.0人 (+198.0人)	1.18%→1.24% (+0.06%)	3,478.5人→3,875.0人 (+396.5人)
立法機関	47.0人→37.5人 (Δ9.5人)	1.29%→1.03% (Δ0.26%)	35.0人→51.5人 (+16.5人)
司法機関	242.0人→245.0人 (+3.0人)	0.97%→0.98% (+0.01%)	301.0人→347.0人 (+46.0人)

(平成29年6月1日(平成30年10月22日に公表した再点検結果)→平成30年6月1日)

## 地方公共団体・独立行政法人等における障害者の任免状況の概要

(障害者の任免状況 平成30年6月1日現在)

	障害者数	実雇用率	不足数
地方公共団体	46,148.0人→46,156.0人 (+8.0人)	2.16%→2.24% (+0.08%)	4,734.0人→6,208.5人 (+1,474.5人)
都道府県の機関	7,951.5人→8,244.5人 (+293.0人)	2.36%→2.44% (+0.08%)	647.5人→762.0人 (+114.5人)
市町村の機関	25,859.0人→25,241.5人 (Δ617.5人)	2.29%→2.38% (+0.09%)	1,586.0人→2,110.0人 (+524.0人)
教育委員会	12,337.5人→12,670.0人 (+332.5人)	1.85%→1.90% (+0.05%)	2,500.5人→3,336.5人 (+836.0人)
独立行政法人等	10,225.0人→11,010.0人 (+785.0人)	2.38%→2.54% (+0.16%)	334.5人→401.0人 (+66.5人)

(平成29年6月1日(平成30年10月22日に公表した再点検結果)→平成30年6月1日)

# 障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について

◎ 障害者に対する差別禁止※1、合理的配慮の提供義務※2を規定【施行期日 平成28年4月1日】。

※1 不当な差別的取扱いを禁止。このため、職業能力等を適正に評価した結果といった合理的な理由による異なる取扱いが禁止されるものではない。

※2 事業主に対して過重な負担を及ぼすときは提供義務を負わない。

◎ 必要があると認めるときは、厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告を実施。

## 【差別の主な具体例】

募集・採用の機会	○ 身体障害、知的障害、精神障害、車いすの利用、人工呼吸器の使用などを理由として採用を拒否すること など
賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用など	障害者であることを理由として、以下のような不当な差別的取扱いを行うこと ○ 賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇給をさせないこと ○ 研修、現場実習をうけさせないこと ○ 食堂や休憩室の利用を認めない など

## 【合理的配慮の主な具体例】

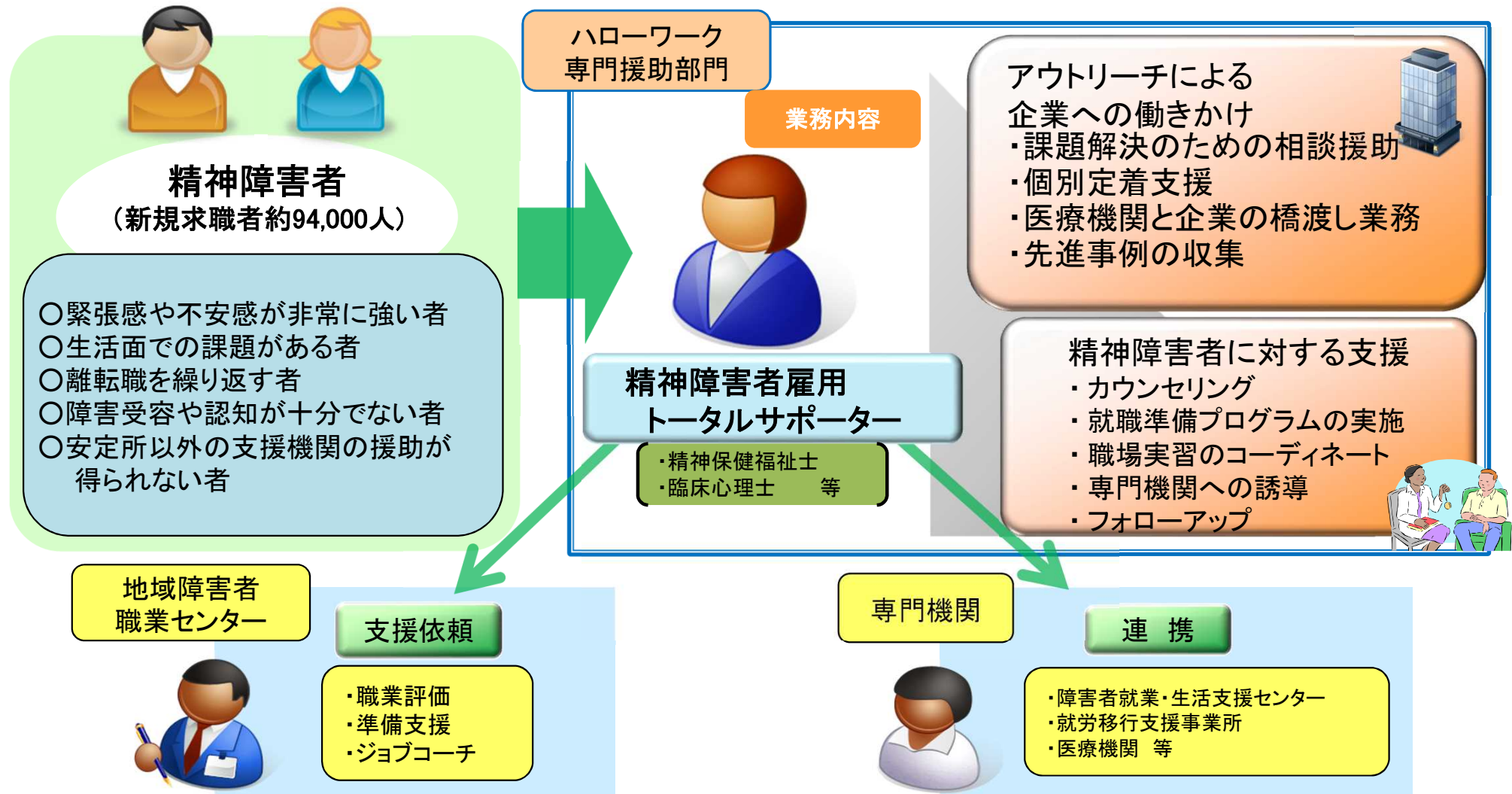
募集・採用の配慮	○ 問題用紙を点訳・音訳すること・試験などで拡大読書器を利用できるようにすること・試験の回答時間を延長すること・回答方法を工夫すること など
施設の整備、援助を行う者の配置など	○ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること ○ 文字だけでなく口頭での説明を行うこと・口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明すること・筆談ができるようにすること ○ 手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること、雇用主との間で調整する相談員を置くこと ○ 通勤時のラッシュを避けるため勤務時間を変更すること など



# 精神障害者雇用トータルサポーターについて

## 概要

ハローワークにおいて、求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施



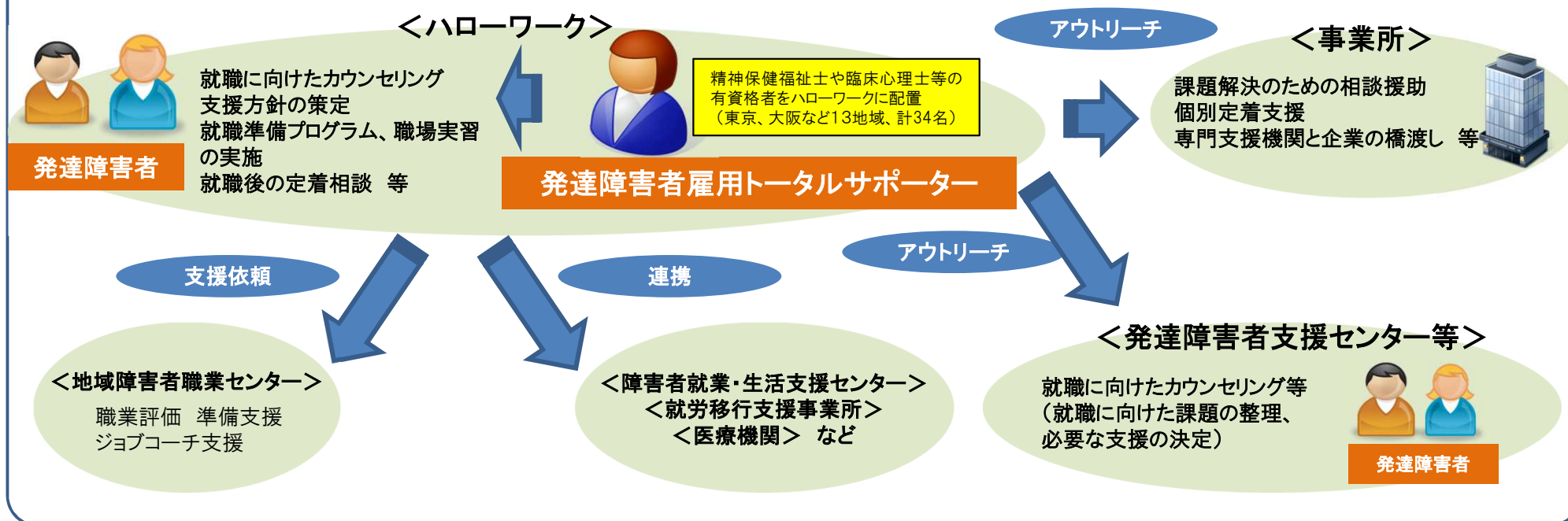
## 発達障害者雇用トータルサポーターによる一貫した専門的支援の実施

### 背景・課題

- 発達障害者については、ハローワークの新規求職者数や発達障害者支援センターの相談人数が大幅に増加しており、さらに平成30年4月の障害者雇用率引き上げにより、就労支援のニーズが大幅に増大する見込み。
- 発達障害者は、対人関係の構築等に困難を抱えていることから、障害特性や作業能力等を把握してマッチングを行うとともに、継続した支援により定着を図ることが重要。

### 事業内容

ハローワークに発達障害者雇用トータルサポーターを配置し、発達障害者に対する就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援を実施する。



(参考) 働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)

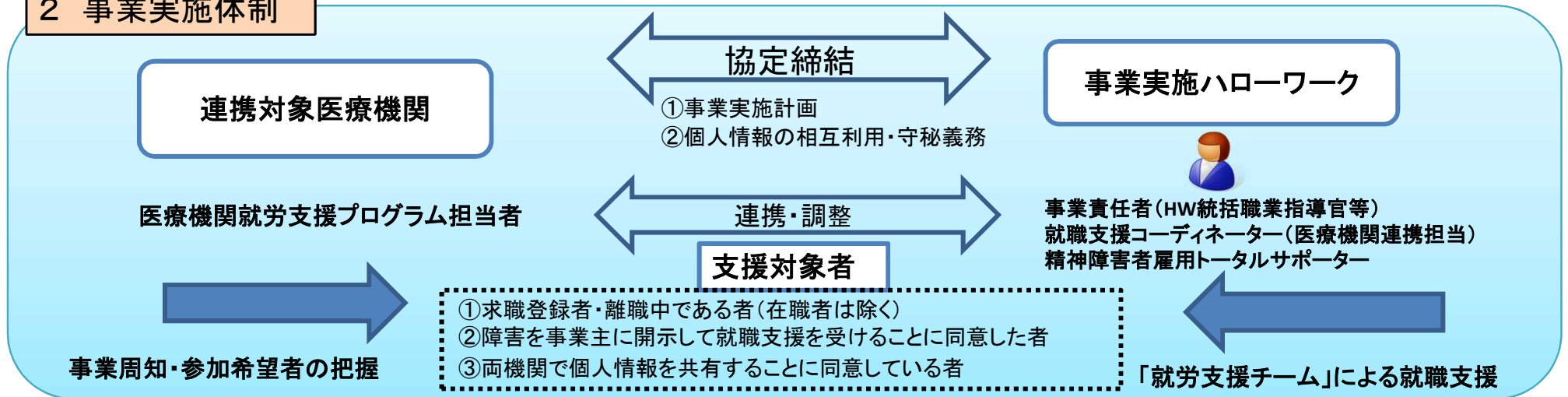
8. (2)障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進  
発達障害やその可能性のある方も含め、障害の特性に応じて一貫した修学・就労支援を行えるよう、教育委員会・大学、福祉・保健・医療・労働等関係行政機関と企業が連携する体制を構築する。

# 精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について

## 1 目的

精神障害者の更なる雇用の推進のため、ハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

## 2 事業実施体制



## 3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「チーム支援事業」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。
  - ①連携対象医療機関を利用している精神障害者に対して就職に関する知識や技術を付与するためのジョブガイダンスの実施
  - ②職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
  - ③職場実習等の機会の積極的な提供
  - ④3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
  - ⑤職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

## 4 実施労働局

平成29年度38労働局

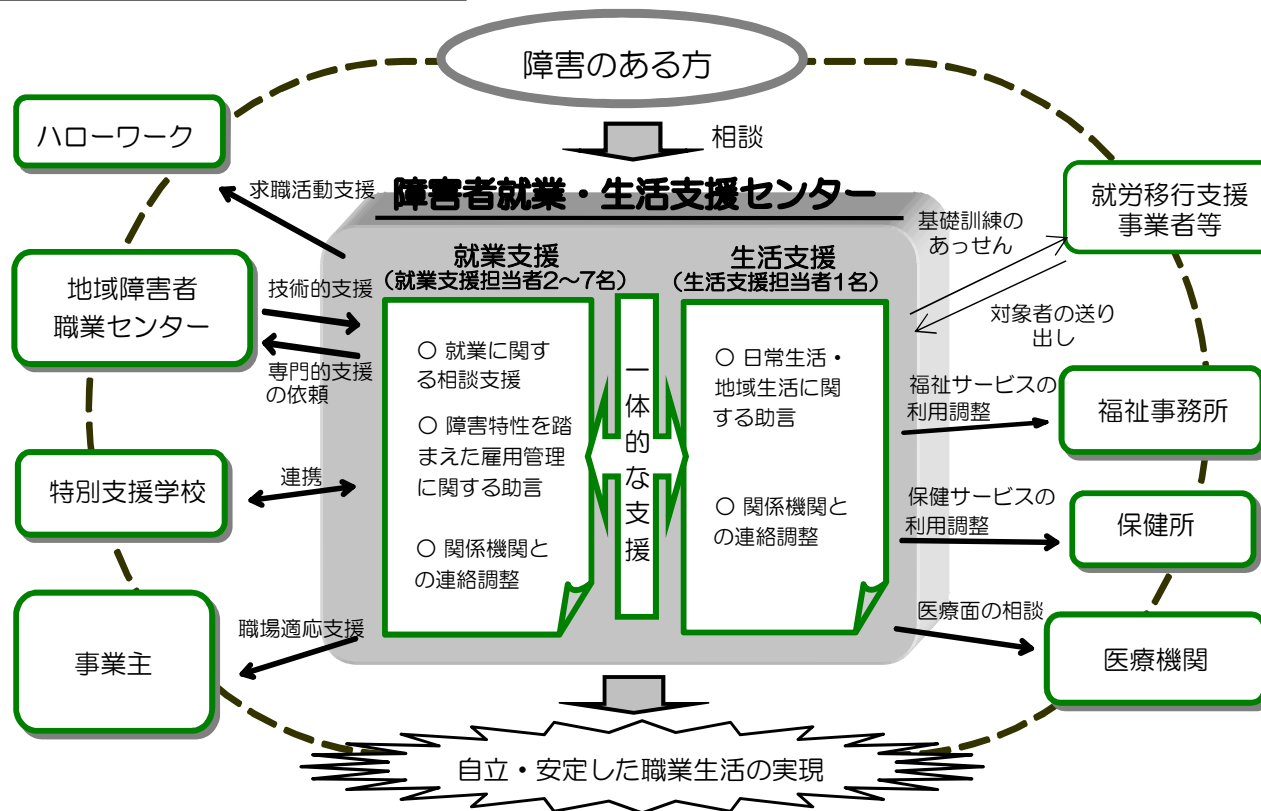


平成30年度(要求)47労働局

# 障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域においては、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置（平成30年4月現在 334センター）

## 雇用と福祉のネットワーク



## 業務の内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

### <就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
  - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
  - ・ 就職活動の支援
  - ・ 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

### <生活面での支援>

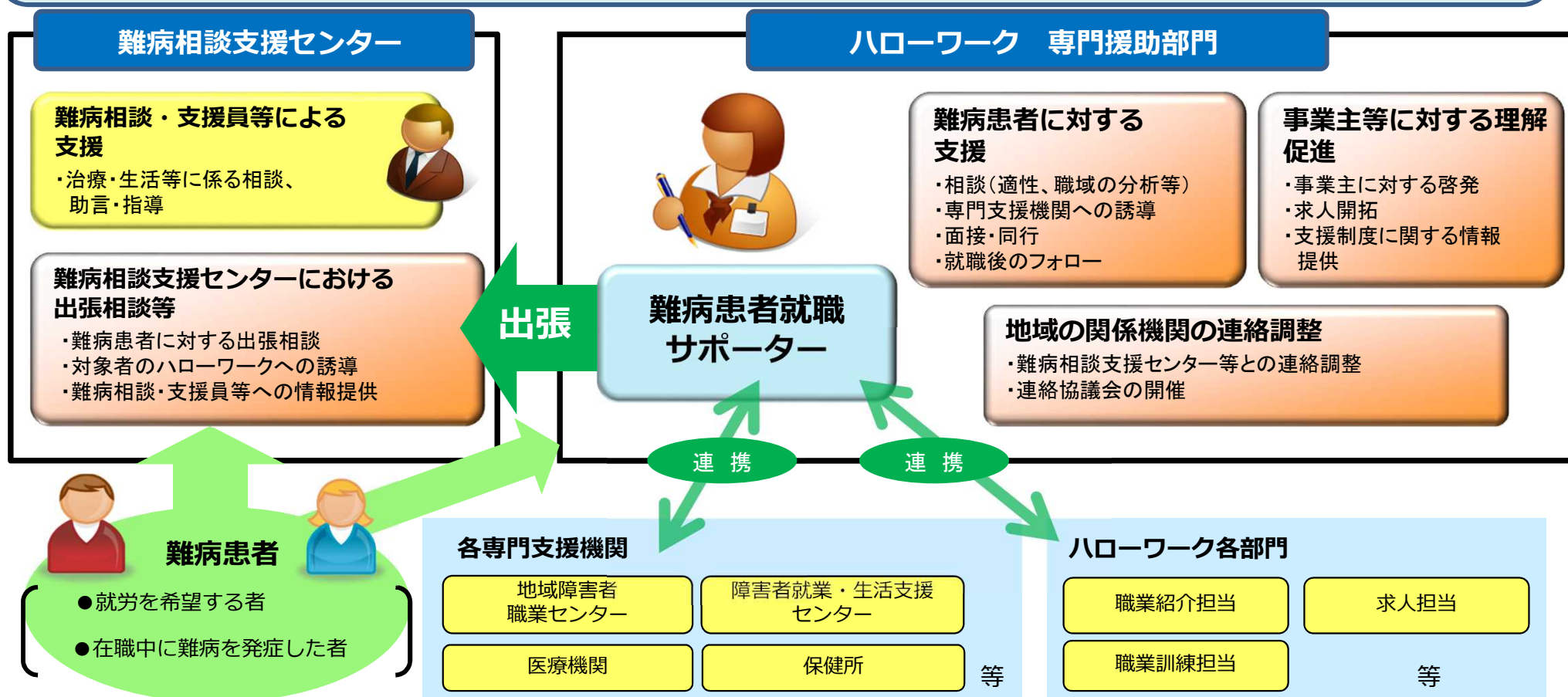
- 日常生活・地域生活に関する助言
  - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
  - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

【29年度実績】 支援対象者数 181,229人  
 定着率78.7%(1年)(身体78.0%、知的83.8%、精神72.3%)

# 難病相談支援センターと連携した就労支援の実施

ハローワークに「**難病患者就職サポーター**」(※)を配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行う。

- ※ 配置数 : 全国51人  
 配置場所 : ハローワークの専門援助窓口  
 採用要件 : 難病患者の相談に関する業務経験1年以上等



# 特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

## 1 趣旨

発達障害者は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。

また、いわゆる難病のある人は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際の就労に当たっては様々な制限・困難に直面している。

このため、発達障害者及び難病のある人の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用し、雇用管理等について配慮を行う事業主に対する助成を行う。



## 2 内容

### (1) 対象事業主

発達障害者又は難病<sup>※1</sup>のある人を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

### (2) 助成対象期間

1年(中小企業2年)

### (3) 支給金額

50万円(中小企業の場合 120万円)<sup>※2</sup>

※1 治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とし、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている疾患のある者(障害者総合支援法の対象疾病を基に設定(平成27年7月~))

※2 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は4回)に分けて支給する。

## 《生活保護受給者等就労自立促進事業について》

### 【事業概要】

- 生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者や生活困窮者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進するもの。
- また、本事業は、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に実施する「一体的実施」を活用した地方自治体への常設窓口の設置や、巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備している。

### 【平成30年度実績】

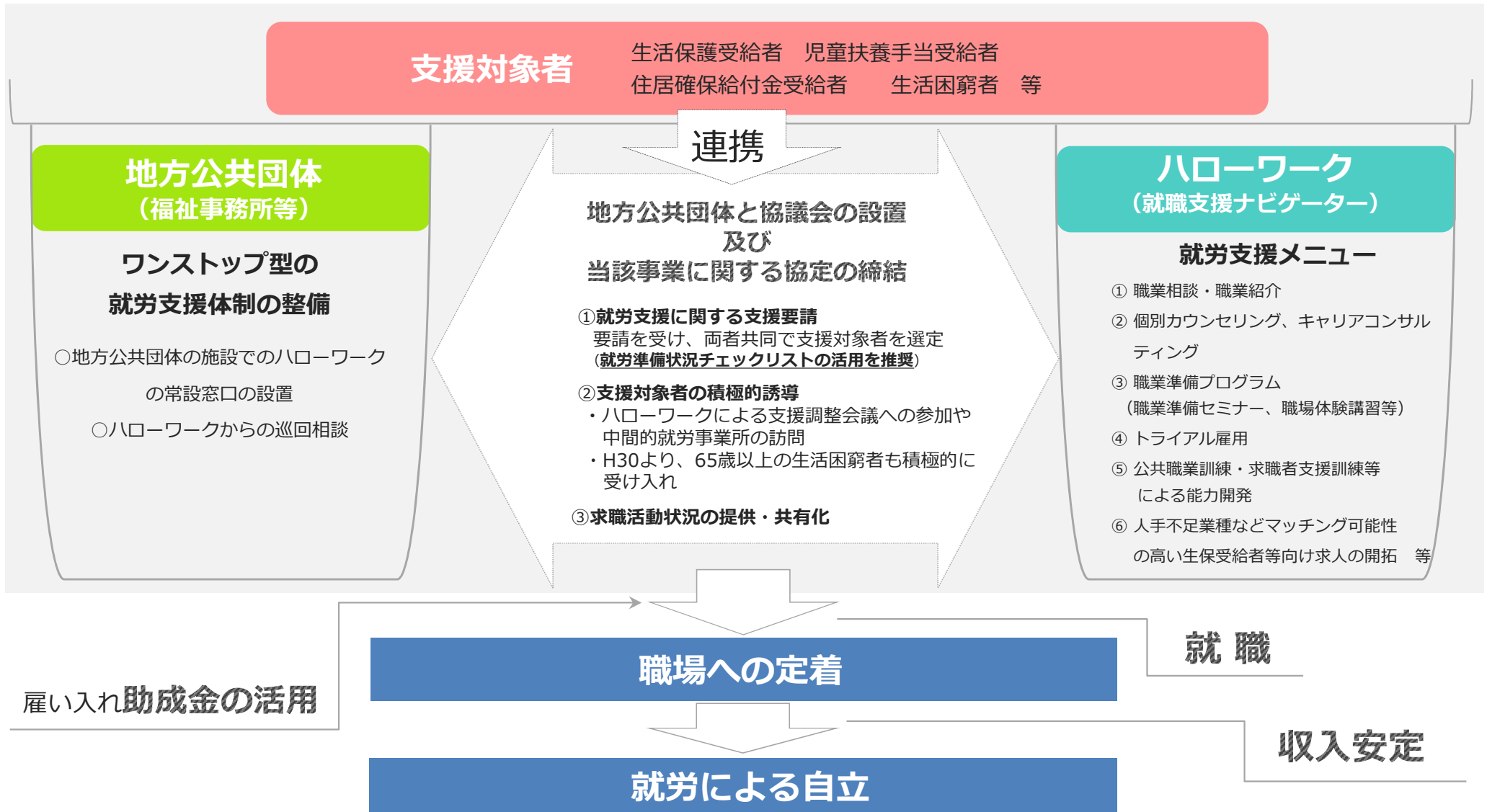
- 支援対象者数：82,363人(11月末まで) ※平成29年度：116,224人  
就職者数 : 54,322人(11月末まで) ※平成29年度： 77,841人
- 常設窓口：209箇所(平成30年度末予定)

- 生活保護受給者等への支援について、就労の観点でハローワークが支援するものであり、ハローワークへの支援候補者の的確な送り込みをお願いします。
- 平成28年度に創設した特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)は、地方自治体からハローワークに就労支援要請のあった生活保護受給者等を、事業主が新たに雇い入れ、継続して雇用する場合に支給している。本助成金については、現在、対象者拡大のための要件緩和について検討している。今後の動きについて、引き続き都道府県労働局と連携を図りながら、適切なお対応をお願いしたい。

# 生活保護受給者等就労自立促進事業

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、地方公共団体におけるワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等の就労による自立促進を図る生活保護受給者等就労自立促進事業を実施している。

生活保護受給世帯数の高止まり、平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴う支援対象者の増等にも対応するため、地方公共団体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援を更に推進することにより、支援対象者の就労による自立促進に取り組む。





# 生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対する助成措置 (特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)の支給)

## 1 趣旨

生活保護受給者等の多くは、傷病、精神疾患や家庭の事情等様々な阻害要因を複合的に抱えており、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、事業主の雇入れ時の経費負担軽減を行うことにより、これらの者の就職を促進する。

## 2 内容

### (1) 対象事業主

生活保護受給者等(地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者)を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

### (2) 助成対象期間

1年

### (3) 支給金額

短時間労働者以外の者 : 30万円(25万円)<sup>※1</sup> × 2<sup>※2</sup>

短時間労働者 : 20万円(15万円) × 2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

## 《地方自治体との連携による人手不足分野の人材確保等の強化》

- ハローワークの人材確保対策コーナーにおけるマッチング支援
  - ・ 人材不足が深刻化する福祉、建設、警備、運輸分野等を対象として、地方自治体や関係機関との連携を図りながら、担当者制を活用したきめ細かな職業相談・職業紹介、求人充足に向けた助言・指導、関係機関と連携した面接会等を実施。【人材確保対策コーナー設置ハローワーク94所(平成31年度新規設置予定箇所を含む。)]
- 子育て中の女性等への就職支援(マザーズハローワーク事業)
  - ・ 子ども連れで来所しやすい環境の整備、地方自治体の協力を得て収集した地域の保育サービス関連情報の提供など、子育て中の女性等が利用する際の付加価値を確保しつつ、担当者制を活用したきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。【マザーズハローワーク21所、マザーズコーナー181所(平成31年度新規設置予定箇所を含む。)】

### <施策の説明、お願いしたいこと>

- ハローワークの人材確保対策コーナーにおけるマッチング支援
  - 福祉、建設、警備、運輸分野等への人材確保支援の総合専門窓口となる人材確保対策コーナーにおいて、地方自治体や関係機関と連携した求人者向け・求職者向けセミナー、事業所見学会、就職面接会の開催等を実施するので、地域の実情に応じた人材の確保のための連携強化を引き続きお願いしたい。
- 子育て中の女性等への就職支援(マザーズハローワーク事業)
  - ・ 子ども連れで来所しやすい環境の整備、地方自治体の協力を得て収集した地域の保育サービス関連情報の提供など、マザーズハローワーク・マザーズコーナーならではの付加価値の確保に努めるとともに、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保体制を強化する。
  - ・ 子育て中の女性等については、居住している地域の保育所の情報を求めており、今後とも「子育て女性等の就職支援協議会」などを通じて連携を図りつつ、保育所情報など地域の保育全般に関連した情報の積極的な提供をお願いしたい。
  - ・ 子育て中の潜在求職者等を対象として、地域の保育サービスの現状等に関する説明会を待機児童の多い地域等において実施しており、ご協力をお願いしたい。
  - ・ 母子家庭の母等のひとり親に対して、地方自治体等の関係機関と連携した支援を実施しており、引き続き協力をお願いしたい。

# ハローワークにおける人材不足分野に係る就職支援の拡充

## 事業概要

雇用情勢が着実に改善している中において、福祉等の分野において有効求人倍率が高止まりしており、人材不足が深刻化している状況にあることから、求職者に人材不足分野のしごとの魅力を伝えるとともに、求人者には求人充足のための支援を強化し、両者を結び付けるマッチングの機会を拡充することにより、ミスマッチの改善を図る。

## 人材不足分野におけるハローワークの就職支援策

### 現行

福祉分野のほか、警備業、運輸業など雇用吸収率の高い分野へのマッチング支援を強化するため、人材確保支援の総合専門窓口となる

**「人材確保対策コーナー」を全国84箇所を設置し、関係団体等と連携した人材確保支援を実施。**

- ◆ 都道府県労働局ごとに関係団体等をメンバーとした協議会を設置し、支援策について検討
- ◆ 求職者ニーズの把握と、それに基づいた求人者への求人充足に向けた助言、指導
- ◆ 求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ◆ 業界団体との連携による求人者向け・求職者向けセミナー、事業所見学会、就職面接会等の開催

### 平成31年度

#### ◆人材確保対策コーナーの拡充

人材不足分野の求人が多い等特に人材確保支援が必要な安定所に「人材確保対策コーナー」を増設する(10箇所)。

#### ◆就職支援コーディネーター(人材確保対策分)の新規配置

労働局に新たに『就職支援コーディネーター(人材確保対策分)』を配置し、人材不足分野を中心に、地域の関係団体と連携強化を図るとともに、局内のハローワークの横断的な取組を積極的に展開することにより、地域事業所に対する広域的・戦略的な人材確保支援を推進する(12局)。

# マザーズハローワーク事業の概要

## 拠点

### マザーズハローワーク(21箇所 [平成18年度より設置])

【マザーズハローワークでの相談の様子】

- ・ 子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。
- ・ 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市に設置。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。



### マザーズコーナー(178箇所 [平成19年度より設置]) ⇒子育て女性等の再就職支援を一層充実させるため平成31年度3箇所拡充

- ・ マザーズハローワーク未設置地域であって、県庁所在地等中核的な都市のハローワーク内に設置する専門窓口。

## 支援サービスの特徴

求職活動の準備が整い、具体的な就職希望を有する子育て女性等を対象に、利用しやすい環境を整備の上、きめ細かい就職支援サービスを提供。

### ○ 総合的かつ一貫した就職支援

- ・ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ・ 再就職に資する各種セミナー（パソコン技能講習など）の実施、公的職業訓練へのあっせん
- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供
- ・ 求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓、事業所情報の提供
- ・ マザーズハローワーク等にひとり親専門の相談員を配置し、プライバシーに配慮した専門的な相談支援を実施

### ○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

### ○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ 職業相談中の子どもの安全面への配慮を施したキッズコーナーの設置や授乳スペースの確保
- ・ 職業相談窓口へのベビーチェアの配置

【キッズコーナー】



【授乳スペースのベビーベッド】



【保育所情報】



## 《長期療養者就職支援事業(がん患者等就職支援事業)について》

### ○ ハローワークにおける長期療養者就職支援事業(がん患者等就職支援事業)

- ・ 地域がん登録全国合計による年齢別がん罹患患者数データによれば、平成26(2014)年において、がん患者の約3人に1人は、20歳から64歳までの就労可能年齢でがんに罹患している。
- ・ 平成25(2013)年に実施されたがん患者の実態調査では、がんと診断された後の仕事の状況の変化について、34.6%の者が依願退職又は解雇されたと回答しており、また、平成27(2015)年の厚生労働省研究班による調査では、がんと診断され、退職した患者のうち、診断がなされてから最初の治療が開始されるまでに退職した者が4割を超えている。
- ・ こうした中、平成25年度より、ハローワークにがん患者等長期療養が必要な求職者のための専門相談員(就職支援ナビゲーター)を配置。個々の患者様の希望や治療状況等を踏まえた職業相談・職業紹介等を全国的に実施。また、がん診療連携拠点病院などと協定を締結して、がん相談支援センター等において、医師や看護師、MSW等とも情報共有を図りながら、院内においても職業相談・職業紹介に応じられるよう、出張相談を実施。  
【実施安定所数74所、ハローワークとの連携拠点病院数130病院(いずれも平成30年10月1日時点)】

### <お願いしたいこと>

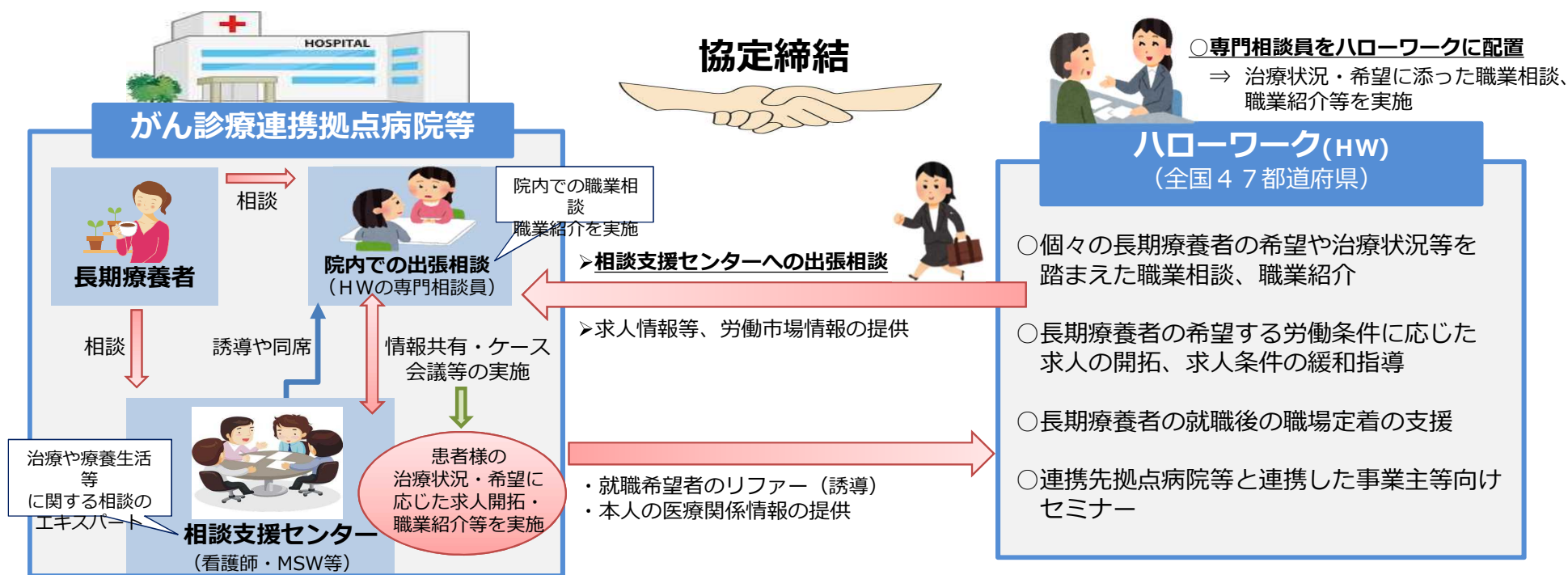
### ○ 各都道府県がん対策所管課室と各都道府県労働局職業安定部との連携について

- ・ 本事業の実績は順調に増加しており、また、連携しているがん連携診療連携拠点病院等からは高い評価を頂いている一方で、就職支援を必要とする求職者はまだ数多くいるものと考えている。こうした再就職を希望する求職者のニーズに応えるため、今後も同拠点病院等を中心に連携を深めるとともに、さらに連携先を拡大していきたいと考えている。
- ・ 各都道府県がん対策所管部局におかれては、がん患者の再就職支援という観点から、職業安定部から連携に関する相談等があった場合はご協力をお願いしたい。また、がん対策所管部局が主体となって開催するがん診療連携拠点病院等に対する連絡会・協議会等を開催する場合には、可能な限り、各都道府県労働局職業安定部にも情報提供して頂き、各病院等に対して、本事業の趣旨・概要を説明する機会を設けていただくようお願いしたい。

# 長期療養者就職支援事業

- 平成25年度から、ハローワークに専門相談員（就職支援ナビゲーター）を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携したがん患者等に対する就職支援モデル事業を開始。
- 平成28年度からは、3年間のモデル事業で蓄積した就職支援ノウハウや知見を幅広く共有し、全国に展開。
- がん診療連携拠点病院などへの出張相談も実施。がん相談支援センターと治療状況等を共有しながら、院内での職業相談・職業紹介も実施しています。

就職率  
(H29年度)  
**55.4%**



## 専任の就職支援ナビゲーターが連携体制を構築

- MSW・医師・看護師と日常的にコミュニケーションをとり、就労支援への理解促進とともに信頼関係を構築
- 連携先拠点病院側とともに、就労支援に係る広報やセミナーを企画、実行
- 連携先拠点病院が実施する研修会（医師・MSW・看護師等向け）の講師として参加

## 長期療養者に対する就職支援事業の実績

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実施 公共職業 安定所数	5安定所 (5都県) 東京、神奈川、 静岡、兵庫、 愛媛	12安定所 (12都府県) 宮城、石川、 福井、京都、 広島、福岡、 鹿児島が追加	16安定所 (15都道府県) 北海道、埼玉、 愛知が追加	57安定所 (47都道府県)	60安定所 (47都道府県)	74安定所 (47都道府県)
実施拠点 病院数	5病院	16病院	21病院	88病院	108病院	130病院
相談件数	547件	2,686件	3,350件	9,804件	17,579件	—
就職率	40.0%	43.6%	51.2%	50.8%	55.4%	—
その他	モデル事業 開始	経験交流会 の開始	事業主 セミナー開始	全国展開 (本格実施)	求人者支援 員を新たに配 置	ナビゲーター 求人者支援 員ともに20名 ずつ増員

長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援事業  
事業実施安定所及び連携先拠点病院一覧

労働局	事業実施安定所	連携先拠点病院
01 北海道	札幌東公共職業安定所	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター JA北海道厚生連 札幌厚生病院 KKR札幌医療センター
	札幌公共職業安定所	北海道公立大学法人 札幌医科大学附属病院 国立大学法人 北海道大学病院 市立札幌病院
	旭川公共職業安定所	JA北海道厚生連 旭川厚生病院 国立大学法人 旭川医科大学病院 市立旭川病院
	釧路公共職業安定所	独立行政法人労働者健康安全機構 釧路労災病院
02 青森	青森公共職業安定所	青森県立中央病院
03 岩手	岩手公共職業安定所	八戸市立市民病院
04 宮城	宮城公共職業安定所	岩手医科大学附属病院
	仙台公共職業安定所	地方独立行政法人宮城県立病院機構 宮城県がんセンター 国立大学法人 東北大学病院 国立大学法人 秋田大学医学部附属病院
05 秋田	秋田公共職業安定所	秋田赤十字病院 市立秋田総合病院
	大曲公共職業安定所	出羽国連なし 山形県立中央病院
06 山形	山形公共職業安定所	山形県立中央病院
07 福島	福島公共職業安定所	福島県立医科大学附属病院
08 茨城	水戸公共職業安定所	茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
	土浦公共職業安定所	東京医科大学茨城医療センター 地方独立行政法人栃木県立がんセンター
09 栃木	宇都宮公共職業安定所	社会福祉法人恩賜財団済生会 栃木県済生会宇都宮病院 相模赤十字病院
10 群馬	太田公共職業安定所	自治医科大学附属病院 群馬県立がんセンター 埼玉県立がんセンター
11 埼玉	大宮公共職業安定所	自治医科大学附属さいたま医療センター
	所沢公共職業安定所	さいたま市立病院 埼玉医科大学国際医療センター
12 千葉	千葉公共職業安定所	独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター 千葉県がんセンター
	松戸公共職業安定所	国立研究開発法人 国立がん研究センター東病院
13 東京	飯田橋公共職業安定所	国立研究開発法人 国立がん研究センター中央病院 東京都立駒込病院 横浜市立市民病院
	横浜公共職業安定所	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立がんセンター 北里大学病院
14 神奈川	相模原公共職業安定所	新潟県立がんセンター新潟病院
15 新潟	新潟公共職業安定所	新潟市民病院 富山県立中央病院 富山市民病院
16 富山	富山公共職業安定所	国立大学法人 富山大学附属病院 国立大学法人 金沢大学附属病院
17 石川	金沢公共職業安定所	金沢医科大学病院
18 福井	福井公共職業安定所	社会福祉法人恩賜財団 福井県済生会病院 国立大学法人 福井大学医学部附属病院
	敦賀公共職業安定所	福井県立病院
19 山梨	甲府公共職業安定所	独立行政法人国立病院機構 敦賀医療センター 地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院 市立甲府病院
	松本公共職業安定所	国立大学法人 信州大学医学部附属病院
20 長野	長野公共職業安定所	長野赤十字病院 伊那中央病院
	伊那公共職業安定所	伊那中央病院
	上田公共職業安定所	独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター
	長野公共職業安定所	長野市立病院

労働局	事業実施安定所	連携先拠点病院
21 岐阜	多治見公共職業安定所	岐阜県立多治見病院
	岐阜公共職業安定所	国立大学法人 岐阜大学医学部附属病院 岐阜市立病院
	沼津公共職業安定所	静岡県立静岡がんセンター 静岡済生会総合病院 静岡県立総合病院 静岡市立静岡病院 静岡赤十字病院 静岡県立こども病院 聖隷三方原病院 聖隷浜松病院
22 静岡	静岡公共職業安定所	浜松医科大学医学部附属病院 浜松医療センター
	浜松公共職業安定所	三島公共職業安定所 静岡市立総合病院 藤枝市立総合病院 三島市立総合病院 三島市立西郡医療センター 三島市立西郡医療センター 三島市立西郡医療センター 三島市立西郡医療センター
	三島公共職業安定所	順天堂大学医学部静岡病院 静岡市立総合病院 藤枝市立総合病院 三島市立総合病院 三島市立西郡医療センター 三島市立西郡医療センター 三島市立西郡医療センター 三島市立西郡医療センター
	三島公共職業安定所	順天堂大学医学部静岡病院 静岡市立総合病院 藤枝市立総合病院 三島市立総合病院 三島市立西郡医療センター 三島市立西郡医療センター 三島市立西郡医療センター 三島市立西郡医療センター
23 愛知	名古屋公共職業安定所	愛知県がんセンター中央病院 名古屋市立西郡医療センター 三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院
	名古屋公共職業安定所	伊勢赤十字病院
24 三重	津公共職業安定所	国立大学法人 三重大学医学部附属病院
25 滋賀	草津公共職業安定所	滋賀県立総合病院 社会医療法人 誠光会 草津総合病院
26 京都	京都西陣公共職業安定所	国立大学法人 京都大学医学部附属病院 京都府立医科大学 京都府立医科大学医学部附属病院
	京都東公共職業安定所	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター 独立行政法人 国立病院機構 大阪医療センター 地方独立行政法人 市立東大阪医療センター
27 大阪	大阪東公共職業安定所	大阪国際がんセンター 独立行政法人 国立病院機構 大阪医療センター 地方独立行政法人 市立東大阪医療センター
	梅田公共職業安定所	地方独立行政法人 大阪市民病院機構 大阪市民総合医療センター 兵庫県立がんセンター
28 兵庫	明石公共職業安定所	兵庫県立がんセンター
29 奈良	大和南公共職業安定所	奈良県立医科大学附属病院
30 和歌山	和歌山公共職業安定所	和歌山県立医科大学附属病院 日本赤十字社 和歌山医療センター
	和歌山公共職業安定所	独立行政法人国立病院機構 米子医療センター 国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院 国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院
31 鳥取	米子公共職業安定所	独立行政法人国立病院機構 米子医療センター 国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院 国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院
32 島根	出雲公共職業安定所	島根県立中央病院
33 岡山	岡山公共職業安定所	国立大学法人 岡山大学病院 国立大学法人 広島大学病院
34 広島	広島東公共職業安定所	地方独立行政法人 広島市立病院機構 広島市立広島市民病院
35 山口	宇部公共職業安定所	国立大学法人 山口大学医学部附属病院
	岩国公共職業安定所	独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター 国立大学法人 徳島大学病院
36 徳島	徳島公共職業安定所	徳島赤十字病院 徳島市立病院 徳島県立中央病院 国立大学法人 香川大学医学部附属病院
37 香川	高松公共職業安定所	高松赤十字病院 香川県立中央病院
38 愛媛	松山公共職業安定所	独立行政法人国立病院機構 四国がんセンター 国立大学法人 高知大学医学部附属病院
39 高知	高知公共職業安定所	高知赤十字病院 高知赤十字病院 高知赤十字病院 高知赤十字病院
40 福岡	福岡中央公共職業安定所	独立行政法人国立病院機構 九州がんセンター
	八幡公共職業安定所	産業医科大学病院
41 佐賀	佐賀公共職業安定所	国立大学法人 佐賀大学医学部附属病院 地方独立行政法人 佐賀県医療センター 肝生館 国立大学法人 長崎大学病院
	佐賀公共職業安定所	社会福祉法人恩賜財団済生会 済生会長崎病院 地方独立行政法人長崎市立病院機構 長崎みなとメディカルセンター 日本赤十字社 長崎原簿病院
42 長崎	長崎公共職業安定所	社会福祉法人恩賜財団済生会 済生会長崎病院 地方独立行政法人長崎市立病院機構 長崎みなとメディカルセンター 日本赤十字社 長崎原簿病院



労働局	事業実施安定所	連携先拠点病院
43	熊本 熊本公共職業安定所	国立大学法人 熊本大学医学部附属病院
		社会医療法人 社団 高野会 大腸肛門病センター 高野病院
44	大分 大分公共職業安定所	国立大学法人 大分大学医学部附属病院
		大分県立病院
45	宮崎 宮崎公共職業安定所	国立大学法人 宮崎大学医学部附属病院
		宮崎県立宮崎病院
46	鹿児島 鹿児島公共職業安定所	国立大学法人 鹿児島大学 医学部・歯学部附属病院
		社会医療法人 博愛会 相良病院
		独立行政法人 国立病院機構 鹿児島医療センター
		鹿児島市立病院
		鹿児島厚生連病院
47	沖縄 那覇公共職業安定所	国立大学法人 琉球大学医学部附属病院
計	74安定所	130連携先拠点病院

職業安定局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
雇用情勢について(P2~5)	雇用政策課	雇用政策係	久保・住谷	5663
雇用対策における国と地方公共団体の連携強化について(P8~11)	公共職業安定所運営企画室	企画係	赤羽・酒井	5661・5683
地域雇用対策の推進について(P12~16)	地域雇用対策課	地域雇用企画係	松浦、小野寺	5846
生涯現役促進地域連携事業(P17~18)	高齢者雇用対策課	雇用指導係	日原	5823
シルバー人材センター(P19~21)	高齢者雇用対策課	就業対策係	青野	5822
障害者雇用対策(P22~36)	障害者雇用対策課	調整係	細川、鍛冶	5783
生活保護受給者等就労自立促進事業について(P37~39)	就労支援室	特定雇用対策係	中野	5796
地方自治体との連携による人手不足分野の人材確保の強化について(P40~42)	首席職業指導官室	職業紹介係	遠藤・金森・蓬田	5774
長期療養者就職支援事業(がん患者等就職支援事業)について(P43~47)	首席職業指導官室	職業紹介係	遠藤・金森・蓬田	5774